

ンターにおいて治療（上肢、下肢又は体幹の機能の障害（以下「肢体不自由」という。）のある児童に対して行われるものに限る。第二十一条の五の二第一号及び第二十二条の五の二十九第一項において同じ。）を行うことをいう。

この法律で、放課後等デイサービスとは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（幼稚園及び大学を除く。）又は専修学校等（同法第二百二十四条に規定する専修学校及び同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。以下この項において同じ。）に就学している障害児（専修学校等に就学している障害児に限る。）につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の中間部会で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

この法律で、居宅訪問型児童発達支援とは、重度の障害の状態その他これに準ずるものとして内閣府令で定める状態にある障害児であつて、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難なものにつき、当該障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援その他の内閣府令で定める便宜を供与することをいう。

この法律で、保育所等訪問支援とは、保育所その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに通う障害児又は乳児院その他の児童が集団生活を営む施設として内閣府令で定めるものに入所する障害児につき、当該施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援相談支援を行う事業をいう。

この法律で、障害児支援利用援助とは、第二十二条の五の六第一項又は第二十二条の五の八第一項の申請に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又はその保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害児通所支援の種類相談支援を行う事業をいう。

及び内容その他の内閣府令で定める事項を定めた計画（以下「障害児支援利用計画案」という。）を作成し、第二十二条の五の五第一項に規定する通所給付決定（次項において「通所給付決定」という。）又は第二十二条の五の八第二項に規定する通所給付決定の変更の決定（次項において「通所給付決定の変更の決定」という。）（以下この条及び第二十四条の二十六第一項第一号において「給付決定等」と総称する。）が行われた後に、第二十二条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者その他の者（次項において「関係者」という。）との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、当該給付決定等に係る障害児通所支援の種類及び内容これを担当する者その他の内閣府令で定める事項を記載した計画（次項において「障害児支援利用計画」という。）を作成することをいう。

この法律で、継続障害児支援利用援助とは、通所給付決定に係る障害児の保護者（以下「通所給付決定保護者」という。）が、第二十二条の五の七八第八項に規定する通所給付決定の有効期間内において、継続して障害児通所支援を適切に利用することができるよう、当該通所給付決定に係る障害児支援利用計画（この項の規定により変更されたものを含む。以下この項において同じ。）が適切であるかどうかにつき、内閣府令で定める期間ごとに、当該通所給付決定保護者の障害児通所支援の利用状況を検証し、その結果及び当該通所給付決定に係る障害児の心身の状況、その置かれている環境、当該障害児又是その保護者の障害児通所支援の利用に関する意向その他の事情を勘案し、障害児支援利用計画の見直しを行い、その結果に基づき、次の一障害児支援利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整その他の便宜の供与を行うこと。

二 新たな通所給付決定又は通所給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合において、当該給付決定等に係る障害児の保護者に対し、給付決定等に係る申請の勧奨を行うこと。

第六条の三 この法律で、児童自立生活援助事業とは、次に掲げる者に対しこれらの者が共同生活を営むべき住居その他内閣府令で定める場所における相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援（以下「児童自立生活

一 義務教育を終了した児童又は児童以外の満二十歳に満たない者であつて、措置解除者等（第二十七条第一項第三号に規定する措置（政令で定めるものに限る。）を解除された者その他の政令で定める者をいう。以下同じ。）であるもの（以下「満二十歳未満義務教育終了児童等」という。）

二 満二十歳以上の措置解除者等であつて政令で定めるもののうち、学校教育法第五十条に規定する高等学校の生徒であること、同法第八十三条に規定する大学の学生であることその他の政令で定めるやむを得ない事情により児童自立生活援助の実施が必要であると都道府県知事が認めたもの

この法律で、放課後児童健全育成事業とは、保護者が労働等により居間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業をいう。

この法律で、子育て短期支援事業とは、保護者の疾病その他の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となつた児童について、内閣府令で定めるところにより、児童養護施設その他の内閣府令で定める施設に入所させ、又は里親（次条第二号に掲げる者を除く。）その他の内閣府令で定める者に委託し、当該児童につき必要な保護その他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案して、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあつては、当該保護者への支援を含む。）を行う事業をいう。

この法律で、養育支援訪問事業とは、一の市町村の区域内における原則として全ての乳児のいる家庭を訪問することにより、内閣府令で定めるところにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいふ。

八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。(以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他の必要な支援を行う事業をいう。

この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。

める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である乳児又は幼児（以下「保育を必要とする乳児・幼児」という。）であつて満三歳未満のものについて、家庭的保育者（市町村長が行う研修を修了した保育士その他の中間府令で定める者であつて、当該保育を必要とする乳児・幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）の居宅その他の場所（当該保育を必要とする乳児・幼児の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業（利用定員が五人以下であるものに限る。次号において同じ。）

号 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育

イ 事業主がその雇用する労働者の監護する
乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しく
は幼児を保育するために自ら設置する施設
又は事業主から委託を受けて当該事業主が
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を
実施する施設

ロ 事業主団体がその構成員である事業主の
雇用する労働者の監護する乳児若しくは幼
児及びその他の乳児若しくは幼児を保育す
るために自ら設置する施設又は事業主団体
から委託を受けてその構成員である事業主
の雇用する労働者の監護する乳児若しくは
幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育
を実施する施設

二 児童を一時的に預かり、必要な保護（宿泊を伴つて行うものを含む。）を行うこと。
二 児童が円滑に外出することができるよう、
その移動を支援すること。

この法律で、親子再統合支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、親子の再統合を図ることが必要と認められる児童及びその保護者に対して、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）の防止に資する情報の提供、相談及び助言その他の必要的な支援を行う事業をいう。

この法律で、社会的養護自立支援拠点事業とは、内閣府令で定めるところにより、措置解除者等又はこれに類する者が相互の交流を行う場所である。

が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、家庭的保育者の居宅その他の場所（当該保育が必要と認められる児童の居宅を除く。）において、家庭的保育者による保育を行う事業。この法律で、小規模保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

八 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律五百五十二号）の規定に基づく共済組合その他の内閣府令で定める組合（以下ハにおいて「共済組合等」という。）が当該共済組合等の構成員として内閣府令で定める者（以下ハにおいて「共済組合等の構成員」という。）の監護する乳児若しくは幼児の監護する乳児若しくは幼児

所を開設し、これらの方に対する情報の提供相談及び助言並にこれらの方の支援に関する連絡調整その他の必要な支援を行う事業をいう。

二項を除き、以下同じ。) その他の場所(第二十四条等号において「保育所等」という。)において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいふ。

一 家庭において保育(養護及び教育(第三十九条の二第一項に規定する満三歳以上の幼児に対する教育を除く。)を行うことをいう。以下同じ。)を受けることが一時的に困難となつた乳児又は幼児

二 子育てに係る保護者の負担を軽減するため、保育所等において一時的に預かることが望ましいと認められる乳児又は幼児

歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設（利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。）において、保育を行う事業二　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業この法律で、居宅訪問型保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一　保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とす

児及びその他の乳児若しくは幼児を保育するためには自ら設置する施設又は共済組合等から委託を受けて当該共済組合等の構成員の監護する乳児若しくは幼児及びその他の乳児若しくは幼児の保育を実施する施設満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業この法律で、病児保育事業とは、保育を必要とする乳児・幼児又は保護者の労働若しくは疾病その他の事由により家庭において保育を受け

第三号の措置その他の措置が採られている児童その他の者の当該措置における処遇に係る意見又は意向について、児童の福祉に関し知識又は経験を有する者が、意見聴取その他これら者の状況に応じた適切な方法により把握するとともに、これらの意見又は意向を勘案して児童相談所、都道府県その他の関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行ふ事業をいう。

この法律で、妊娠婦等生活援助事業とは、家庭生活に支障が生じている特定妊娠婦その他これに類する者及びその者の監護すべき児童を、生活すべく主居に入居させ、又は当該事業に係る

は、この法律で、小規模住居型児童養育事業としては、第二十七条第一項第三号の措置に係る児童について、内閣府令で定めるところにより、保護者がない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童（以下「要保護児童」という。）の養育に関し相当の経験を有する者その他の内閣府令で定める者（次条に規定する里親を除く。）の住居において養育を行定する事業をいう。

二 よる乳児・幼児の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
　　満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、当該保育が必要と認められる児童の居宅において家庭的保育者による保育を行う事業
　　この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲

童であつて、疾病にかかるつているものについて、保育所、認定こども園、病院、診療所その他内閣府令で定める施設において、保育を行う事業をいう。

この法律で、子育て援助活動支援事業とは、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる援助のいづれか又は全てを受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者（個人又は法人）による、一連の事務の実施によるものである。

事業所その他の場所に於ては、食事の提供その他日常生活を営むのに必要な便宜の供与、児童の養育に係る相談及び助言、母子生活支援施設等の他の関係機関との連絡調整、民法（明治十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第二項に規定する特別養子縁組（以下単に「特別養子縁組」という。）に係る情報の提供その他の支援を行う事業所をいう。

この法律で、家庭的保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第十九条第二号の内閣府令で定める事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

この法律で、子育て世帯訪問支援事業等に内閣府令で定めるところにより、要支援児童の保護者その他の内閣府令で定める者に対し、その居宅において、子育てに関する情報の提供並

相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならぬ。判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者は同項第五号に該当する者が含まれなければならない。政令で定める基準を標準として都道府県が当する者が含まれなければならない。前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

都道府県は、一時保護施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定めるものとする。

一時保護施設に配置する従業者及びその員数

二時保護施設に係る居室の床面積その他一時保護施設の設備に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三時保護施設の運営に関する事項であつて、児童の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四時保護施設の運営に関する事項であつて、児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十二条の六 保健所は、この法律の施行に關し、主として次の業務を行ふものとする。
 一児童の保健について、正しい衛生知識の普及を図ること。
 二児童の健康相談に応じ、又は健康診査を行ふこと。
 三身体に障害のある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育について、指導を行うこと。
 四児童福祉施設に対し、栄養の改善その他衛生に関し、必要な助言を与えること。
 児童相談所長は、相談に応じた児童、その保護者又は妊娠婦について、保健所に対し、保健指導その他の必要な協力を求めることができ
第五節 児童福祉司

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

児童福祉司の数は、各児童相談所の管轄区域内外の人口、児童虐待に係る相談に応じた件数、第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託の状況及び市町村におけるこの法律による事務の実施状況その他の条件を総合的に勘案して政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一児童虐待を受けた児童の保護その他児童の福祉に関する専門的な対応を要する事項について、児童及びその保護者に対する相談及び必要な指導等を通じて的確な支援を実施できる十分な知識及び技術を有する者として内閣府令で定めるもの

二都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

三学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、内閣府令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務を

いう。第八号及び第六項において同じ。）に従事したもの

第十四条 市町村の区域内に児童委員を置く。児童委員は、次に掲げる職務を行う。
 一児童及び妊娠婦につき、その生活及び取り扱いに必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 二児童委員は、児童のうちに、児童の福祉を担当する児童福祉司は、児童福祉司とし、児童の保育その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
 児童福祉司は、児童相談所の命を受けて、児童の保護その他の児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まれなければならない。
 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上（第三項第一号に規定する者の中、内閣府令で定める施設において二年以上相談援助業務に従事した者その他の内閣府令で定めるものにあつては、おおむね三年以上）勤務した者であつて、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。
 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参考して都道府県が定めるものとする。

児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

児童福祉司は、内閣総理大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第三項第二号の施設及び講習会の指定に關する必要な事項は、政令で定める。

第十五条 この法律で定めるもののほか、児童福祉司の任用叙級その他児童福祉司に関し必要な事項は、命令でこれを定める。

第六節 児童委員

第十六条 市町村の区域内に児童委員を置く。児童委員は、前項第一号による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。

厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

前項の規定による厚生労働大臣の指名は、民生委員法第五条の規定による推薦によって行なわれる講習会の課程を修了したものの

第十七条 児童委員は、次に掲げる職務を行う。
 一児童及び妊娠婦につき、その生活及び取り扱いに必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 二児童及び妊娠婦に係る社会福祉を目的とする事業及び妊娠婦に係る社会福祉を目的とする他の福祉に關し、サービスを適切に利用するため必要な情報の提供その他の援助及び指導を行うこと。
 三児童及び妊娠婦に係る社会福祉主事の行う職務に協力すること。
 四児童福祉司又は福祉事務所の社会福祉事業又は活動を支援すること。
 五児童の健やかな育成に貢献すること。
 児童委員は、前項各号に掲げるもののほか、必要に応じて、児童及び妊娠婦の福祉の増進を図るために活動を行うこと。

主任児童委員は、前項各号に掲げる児童委員の職務について、児童の福祉に関する機関と児童委員（主任児童委員である者を除く。以下この項において同じ。）との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。

前項の規定は、主任児童委員が第一項各号に掲げる児童委員の職務を行うことを妨げるものではない。

児童委員は、その職務に關し、都道府県知事の指揮監督を受ける。

第十八条 市町村長は、前条第四項に規定する事項に關し、児童相談所に必要な状況の通報及び資料の提供並びに必要な援助を求めることができる。

児童委員は、その職務に關し、児童委員に必要な状況の通報及び資料の提供を求め、並びに必要な指示をすることができる。

児童委員は、その担当区域内における児童又は妊娠婦に關し、必要な事項につき、その担当

病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

六 申請者が、第十九条の十六第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定期（当該検査の結果に基づき第十九条の十八の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出をした者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七 第五号に規定する期間内に第十九条の十五の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の申出があつた場合において、申請者が、通知日前六十日以内に当該申出に係る法人（当該辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該申出に係る法人でない者（当該辞退について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該申出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、前項の申請前五年以内に小児慢性特定疾病医療支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者が、法人で、その役員等のうちに前各号のいずれかに該当する者であるとき。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定をしないことができる。

一 当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、健康保険法第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関若しくは保険薬局又は厚生労働省令で定める事業所若しくは施設でないとき。

二 当該申請に係る病院若しくは診療所若しくは薬局又は申請者が、小児慢性特定疾病医療費の支給に關し診療又は調剤の内容の適切さを欠くおそれがあるとして重ねて第十九条の十三の規定による指導又は第十九条の十七第4項の規定による勧告を受けたものであると認めるものであるとき。

三 申請者が、第十九条の十七第三項の規定による命令に従わないものであるとき。

四 前三号に掲げる場合のほか、当該申請に係る病院若しくは診療所又は薬局が、指定小児慢性特定疾病医療機関として著しく不適当と認めるものであるとき。

第五条の十 指定小児慢性特定疾病医療機関の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過について、その効力を失う。

第六条の十一 指定小児慢性特定疾病医療機関は、厚生労働大臣の定めるところにより、良質かつ適切な小児慢性特定疾病医療支援を行なへければならない。

第七条の十二 指定小児慢性特定疾病医療機関の診療方針は、健康保険の診療方針の例による。

第八条の十三 指定小児慢性特定疾病医療機関は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に關しその他の厚生労働省令で定めるところによる。

第九条の十四 指定小児慢性特定疾病医療機関は、当該指定に係る医療機関の名称及び所在地は、当該指定に定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第十条の十五 指定小児慢性特定疾病医療機関は、一月以上の予告期間を設けて、指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を辞退することができる。

第十九条の十六 都道府県知事は、小児慢性特定疾病医療支援の実施に關して必要があると認めることは、指定小児慢性特定疾病医療機関若しくは指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者若しくは都道府県知事は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十七 都道府県知事は、指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に従つて小児慢性特定疾病医療支援を行つていいと認めるときは、当該指定に定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定める期限を定めて、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定を遵守すべきことを勧告することができる。

第十九条の十八 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、同項の期限内にこれに従わなかつたときは、その旨を公表することができる。

第十九条の十九 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたときは、

第十九条の二十 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定小児慢性特定疾病医療機関に係る指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第二項第一号から第三号まで、第九号又は第十号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の九第三項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

三 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十一又は第十九条の十二の規定に違反したとき。

四 小児慢性特定疾病医療費の請求に關し不正があつたとき。

五 指定小児慢性特定疾病医療機関が、第十九条の十六第一項の規定により報告若しくは診療録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者は、従業者が、第十九条の十六第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定小児慢性特定疾病医療機関の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため当該指定小児慢性特定疾病医療機関の開設者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 指定小児慢性特定疾病医療機関が、不正の手段により指定小児慢性特定疾病医療機関の指定を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、指定小児慢性特定疾病医療機関が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に關する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

場合には、内閣府令で定めるところにより、前条第一項の申請に係る障害児の保護者に対する指定障害児相談支援事業者が作成する障害児支援利用計画案を提出するものとする。前項の規定により障害児支援利用計画案を勘案して通所支給要否決定を行うものとする。

市町村は、通所給付決定を行ふ場合には、障害児通所支援の種類ごとに月を単位として内閣府令で定める期間において障害児通所給付費等を支給する障害児通所支援の量（以下「支給量」という。）を定めなければならない。

（通所給付決定は、内閣府令で定める期間（以下「通所給付決定の有効期間」という。）内に限り、その効力を有する。）

市町村は、通所給付決定をしたときは、当該通所給付決定保護者に対し、内閣府令で定めるところにより、支給量（通所給付決定の有効期間その他の内閣府令で定める事項を記載した通所受給者証（以下「通所受給者証」という。）を交付しなければならない。

指定通所支援を受けようとする通所給付決定保護者は、内閣府令で定めるところにより、指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示して当該指定通所支援を受けるものとする。ただし、緊急の場合その他やむを得ない事由のある場合については、この限りでない。

（通所給付決定保護者が指定障害児通所支援事業者から指定通所支援を受けたとき（当該通所給付決定保護者が当該指定障害児通所支援事業者に通所受給者証を提示したときに限る。）は、当該市町村は、当該通所給付決定保護者が当該指定通所支援事業者に支払うべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定通所支援に要した費用（通所特定費用を除く。）について、障害児通所給付費として当該通所給付決定保護者に支給すべき額の限度において、当該通所給付決定保護者に代わり、当該指定通所支援事業者に支払うことができる。前項の規定による支払があつたときは、当該通所給付決定保護者に対する支給額の限度において、当該支給があつたものとみなす。）

第

市町村は、指定障害児通所支援事業者から障害児通所給付費の請求があつたときは、第二十一条の五の三第二項第一号の内閣総理大臣が定める基準及び第二十二条の五の十九第二項の指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準（指定通所支援の取扱いに関する部分に限る。）に照らして審査の上、支払うものとする。

市町村は、前項の規定による審査及び支払いに関する事務を連合会に委託することができる。

二十二条の五の八 通所給付決定保護者は、現に受けている通所給付決定に係る障害児通所支援の支給量その他の内閣府令で定めるところにより、市町村に対し、当該通所給付決定の変更の申請をすることができる。

市町村は、前項の申請又は職権により、前条第一項の内閣府令で定める事項を勘案し、通所給付決定保護者につき、必要があると認めるときは、通所給付決定の変更の決定を行うことができる。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

市町村は、第二項の通所給付決定の変更の決定を行つた場合には、通所受給者証に当該決定に係る事項を記載し、これを返還するものとする。

二十二条の五の九 通所給付決定を行つた市町村は、次に掲げる場合には、当該通所給付決定を取り消すことができる。

一 通所給付決定に係る障害児が、指定通所支援及び基準該当通所支援を受ける必要がなくなつたと認めるとき。

二 通所給付決定保護者が、通所給付決定の有効期間内に、当該市町村以外の市町村の区域内に居住地を有するに至つたと認めるとき。

三 通所給付決定に係る障害児又はその保護者が、正当な理由なしに第二十二条の五の六第二項（前条第三項において準用する場合を含む。）の規定による調査に応じないとき。

四 その他政令で定めるとき。

前項の規定により通所給付決定の取消しを行つた市町村は、内閣府令で定めるところによ

第

り、当該取消しに係る通所給付決定保護者に対し通所受給者証の返還を求めるものとする。

二十一條の五の十 都道府県は、市町村の求めに応じ、市町村が行う第二十一条の五の五から前条までの規定による業務に關し、その設置する児童相談所等による技術的事項についての協力その他市町村に対する必要な援助を行うものとする。

二十一條の五の十一 市町村が、災害その他の内閣府令で定める特別の事情があることにより、障害児通所支援に要する費用を負担することが困難であると認めた通所給付決定保護者が受ける障害児通所給付費の支給について第二十一条の五の三第二項の規定を適用する場合においては、同項中「を控除して得た額を基準として、市町村が定める」とあるのは、「の範囲内において市町村が定める額を控除して得た額とする」とする。

二十一條の五の十二 市町村は、通所給付決定保護者が受けた障害児通所支援に要した費用の合計額（内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に要した費用の額を超えるときは、当該現に要した額）の合計額を限度とする。）から当該費用につき支給された障害児通所給付費及び特例障害児通所給付費の合計額を控除して得た額が、著しく高額であるときは、当該通所給付決定保護者に対し、高額障害児通所給付費を支給する。

前項に定めるもののほか、高額障害児通所給付費の支給要件、支給額その他高額障害児通所給付費の支給に関し必要な事項は、指定通所支援に要する費用の負担の家計に与える影響を考慮して、政令で定める。

二十一條の五の十三 市町村は、第二十一条の五の三第一項、第二十一条の五の四第一項又は前条第一項の規定にかかるわらず、放課後等デイサービスを受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該通所者が満十八歳に達した後においても、当該通

三九

二、当該申請に係る障害児通所支援事業者の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとす。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

一、申請者が都道府県の条例で定める者でないとき。

二、当該申請に係る障害児通所支援事業者の従業者の知識及び技能並びに人員が、第二十一条の五の三第一項の規定を適用するための技術的読替えその他これらとの規定と認めるとときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

第二十一條の五の十四 この款に定めるものほか、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費又は高額障害児通所給付費の支給及び指定障害児通所支援事業者の障害児通所給付費の請求に關し必要な事項は、内閣府令で定める。

市町村は、第一項の場合において必要があると認めるときは、児童相談所等の意見を聴くことができる。

第二十一條の五の十五 第二十一條の五の三第一項の指定は、内閣府令で定めるところにより、障害児通所支援事業を行つ者の申請により、障害児通所支援の種類及び障害児通所支援事業を行う事業所（以下「障害児通所支援事業所」という。）と行う。

放課後等デイサービスその他の内閣府令で定める障害児通所支援（以下この項及び第五項並びに第二十一條の五の二十第一項において「特定障害児通所支援」という。）に係る第二十一條の五の三第一項の指定は、当該特定障害児通所支援の量を定めてするものとす。

都道府県知事は、第一項の申請があつた場合において、次の各号のいづれかに該当するときは、指定障害児通所支援事業者の指定をしてはならない。

条の五の十九第一項の都道府県の条例で定める基準を満たしていないとき。

三 申請者が、第二十一条の五の十九第二項の都道府県の条例で定める指定通所支援の事業の設備及び運営に関する基準に従つて適正な障害児通所支援事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 申請者が禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなまるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

六 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項あつて政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなるまでの者であるとき。

七 申請者が、労働に関する法律の規定で第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内に当該法人の役員又はその障害児通所支援事業所を管理する者その他の政令で定める使人（以下この条及び第二十一条の五の二十四第一項十一号において「役員等」という。）であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前六十日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 削除

九 申請者が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該处分を終り、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実その他の当該事実に該当する場合を除く。

これが見込まれる日として内閣府令で定めることにより都道府県知事が当該申請者に株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの（以下この号において同じ。）の申請者の親会社等」という。申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として内閣府令で定めるもの又は当該申請者と内閣府令で定めるもののうち、当該申請者と内閣府令で定める密接な関係を有する法人をいう。」が、第二十一条の五の二十四第一項又は第三十三条の十八第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していなかったとき。ただし、当該指定の取消しが、指定障害児通所支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となつた事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定障害児通所支援事業者による業務管理体制についての取組の状況その他の当該指定障害児通所支援事業者に該当する者がある場合を除く。

十一 第九号に規定する期間内に第二十一条の五の二十四第一項の規定による事業の廃止の届出があつた場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該事業の廃止の届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等又は当該届出に係る法人でない者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の管理者であつた者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

十二 申請者が、指定の申請前五年以内に障害児通所支援に関して不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

十三 申請者が、法人で、その役員等のうちに第四号から第六号まで又は第九号から前号までのいずれかに該当する者であるとき。

十四 申請者が、法人でない者で、その管理者が第四号から第六号まで又は第九号から第十二号までのいずれかに該当する者であるとき。

十五 都道府県が前項第一号の条例を定めるに当つては、内閣府令で定める基準に従い定めるものとする。

十六 都道府県知事は、特定障害児通所支援につき第一項の申請があつた場合において、当該都道府県又は当該申請に係る障害児通所支援事業所の所在地を含む区域（第三十三条の二十二第二項第二号の規定により都道府県が定める区域をいう。）における当該申請に係る種類ごとの指定通所支援の量が、同条第一項の規定により当該都道府県が定める都道府県障害児福祉計画において定める当該都道府県若しくは当該区域の当該指定通所支援の必要な量に既に達しているか、又は当該申請に係る事業者の指定によつてこれが超えることになると認めるとき、その他当該都道府県障害児福祉計画の達成に支障を生ずるおそれがあると認めるときは、第二十一条の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をす

ることが見込まれる日として内閣府令で定めることにより都道府県知事が当該申請者に

関係市町村長は、内閣府令で定めるところにより、都道府県知事に対し、第二十一条の五の三第一項の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。

関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、内閣府令で定めるところにより、第二十一条の五の三第一項の指定に關し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第三十三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ることができる。

都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十二条の五の三第一項の指定を行つて、当たつて、当該事業の適正な運営を確保するために必要な措置を付することができる。

都道府県知事は、前項の更新の申請があつた場合において、第二十二条の五の三第一項の指定は、六年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

前項の更新の申請があつた場合において、第二十二条の五の三第一項の指定の有効期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされないときには、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新についての規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十四第一項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をす

る指定期の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして内閣府令で定めるものに該当する場合を除く。

第二十一条の五の五十七 児童発達支援その他内閣府令で定める障害児通所支援に係る障害児通所支援事業所について、介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）第四十一条第一項の規定による障害児通所支援事業所に該当する。

前条の規定は、第一項の指定の更新についての規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第二十一条の五の二十四第一項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

申請者が、第二十一条の五の二十四第一項の規定による検査が行われた日から聽聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条の五の二十四第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聽聞を行うか否かの決定をす

第二十一条の五の十八 指定障害児通所支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機関、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児通所支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行うように努めなければならない。
指定障害児通所支援事業者は、その提供する障害児通所支援の質の評価を行うことその他の

ときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

一 介護保険法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

二 介護保険法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第八百十五條の五第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）に係る同法第四十六条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出

第一項に規定する者であつて、同項の申請に係る第二十一条の五の第三項の指定を受けたものは、介護保険法第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）又は同法第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業（当該指定に係る障害児通所支援事業所において行うものに限る。）を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一ヶ月前までに、その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、当該届出があつたときは、当該指定に係る指定通所支援の事業について、第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出があつたものとみなす。

し 第四号に掲げる事項については内閣府令で定める基準を標準として定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参考するものとする。

一 指定通所支援に従事する従業者及びその員数

二 指定通所支援の事業に係る居室及び病室の床面積その他指定通所支援の事業の設備に関する事項であつて障害児の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

三 指定通所支援の事業の運営に関する事項であつて、障害児の保護者のサービスの適切な利用の確保並びに障害児の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

四 指定通所支援の事業に係る利用定員

指定障害児通所支援事業者は、次条第四項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定通所支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定通所支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児通所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児通所支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第二十一条の五の二十 指定障害児通所支援事業者は、第二十一条の五の三第一項の指定に係る

る委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第六款 子育て支援事業

第二十一条の八 市町村は、次条に規定する子育て支援事業に係る福祉サービスその他の地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスが積極的に提供され、保護者が、その児童及び保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他の状況に応じて、当該児童を養育するために最も適切な支援が総合的に受けられるように、福祉サービスを提供する者又はこれに参画する者の活動の連携及び調整を図るようにすることその他の地域の実情に応じた体制の整備に努めなければならない。

第二十一条の九 市町村は、児童の健全な育成に資するため、その区域内において、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業並びに次に掲げる事業であつて主務省令で定めるもの（以下「子育て支援事業」という。）が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三 地域の児童の養育に関する各般の問題につき、保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う事業

第二十一条の十 市町村は、児童の健全な育成に資するため、地域の実情に応じた放課後児童健全育成事業を行うとともに、当該市町村以外の放課後児童健全育成事業を行う者の連携を図なければならぬ。

第二十一条の十一 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項

第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとす
る。

市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条、第十二条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の内閣府令で定める者に委託することができる。

き。

前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者は又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十四

都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十五 都道府県知事は、母子保健法に基づく母子保健に関する事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村長に通知するものとする。

第二十一条の十六

市町村は、母子保健法に基づく母子保健事業又は事務の実施に際して要支援児童等と思われる者を把握したときは、これを当該者の現在地の市町村に提供するよう努めなければならない。

第二十一条の十七 市町村は、子育て支援事業に關し必要な情報の収集及び提供を行うとともに、保護者が最も適切な子育て支援事業の利用がで

きるよう、相談に応じ、必要な助言を行うものとする。

市町村は、前項の助言を受けた保護者から求めがあつた場合には、必要に応じて、子育て支援事業の利用についてあつせん又は調整を行ふとともに、子育て支援事業を行う者に対し、当該保護者の利用の要請を行うものとする。

市町村は、第一項の情報の収集及び提供、相談並びに助言並びに前項のあつせん、調整及び要請の事務を当該市町村以外の者に委託することができ。子育て支援事業を行う者は、前三項の規定により行われる情報の収集、あつせん、調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

い。

第二十一条の十二 前条第三項の規定により行われる情報の提供、相談及び助言並びにあつせん、調整及び要請の事務（次条及び第二十一条の十四第一項において「調整等の事務」という。）に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十一条の十三

市町村長は、第二十一条の十

一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その事務を受託した者に対し、当該事務に關し監督上必要な命令をすることができる。

第二十一条の十四

市町村長は、第二十一条の十

一第三項の規定により行われる調整等の事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その事務を受託した者に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該事務を受託した者の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査せることができる。

第十八条の十六第二項及び第三項の規定は前項の場合について準用する。

第二十一条の十五

国、都道府県及び市町村以外の子育て支援事業を行なう者は、内閣府令で定め

るところにより、その事業に關する事項を市町村長に届け出ることができる。

第二十一条の十六

国及び都道府県は、子育て支

のための措置を援助するための研究その他保護者の児童の養育を支援し、児童の福祉を増進するため必要な調査研究の推進に努めなければならない。

第二十一条の十八 市町村は、第十条第一項第四号に規定する計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められると、当該者について、当該者に必要な家庭支援事業（当該市町村が実施するものに限る。）の利用を勧奨し、及びその利用ができるよう支援しなければならない。

市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による勧奨及び支援を行つても、なおやむを得ない事由により当該勧奨及び支援に係る家庭支援事業を利用することが著しく困難であると認められるときは、当該者について、家庭支援事業に利用することができる。

い。

第二十一条の十九 市町村は、前項に規定する者が、同項の規定による計画が作成された者、第二十六条第一項第八号の規定による通知を受けた児童その他の者その他の子育て短期支援事業、養育支援事業、児童育成支援拠点事業又は親子関係形成支援事業（以下この条において「家庭支援事業」という。）の提供が必要であると認められるとともに、子育て支援事業を行なう者に対し、当該保護者の利用の要請を行なうものとする。

い。

第二十一条の二十

都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、それぞれその設置する福祉事務所の所管区域内における妊産婦が、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合において、その妊産婦から申込みがあつたときは、その妊産婦に対し助産施設において助産を行ななければならない。ただし、付近に助産施設がない等やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

前項に規定する妊産婦であつて助産施設における助産の実施（以下「助産の実施」という。）を希望する者は、内閣府令の定めるところにより、入所を希望する助産施設その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県等に提出しなければならない。この場合において、助産施設は、内閣府令の定めるところにより、当該妊産婦の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行なうことができる。

い。

第二十一条の二十一

都道府県等は、第二十五条の八第三号又は第二十六条第一項第五号の規定による報告又は通知を受けた妊産婦について、必要があると認めるときは、当該申込書の提出を代わつて行なうことができる。

い。

安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するものとして内閣府令で定めるもの

他の従業者（以下この項において「指定施設設置者等」という。）である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定施設設置者等である者若しくは指定施設設置者等であつた者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児入所施設等、当該指定障害児入所施設等の設置者の事務所その他当該指定障害児入所施設等の運営に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第二十四条の十七 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の九第三項において準用する第二十一条の五の十五第三項第四号から第五号の二まで、第十三号又は第十四号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児入所施設の設置者が、第二十四条の十一第三項の規定に違反したと認められるとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児入所施設の設置者が、障害児入所支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児入所施設の設置者が法人である場合において、その役員又は当該指定障害児入所施設の長のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児入所支援に関

指定入所支援を受けていた者であつて、当該指定入所支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な障害児入所支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児入所施設等の設置者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

一 指定障害児入所施設等の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の十二第一項の都道府県の条例で定める基準に適合していない場合、当該基準を遵守することとがでる。

六 指定障害児入所施設の設置者又は当該指定障害児入所施設の長その他の従業者(次号において「指定入所施設設置者等」という。)

第二十四条の十九 都道府県は、指定障害児入所施設等に関し必要な情報の提供を行うとともに、その利用に関し相談に応じ、及び助言を行

都道府県は、障害児又は当該障害児の保護者から求めがあつたときは、指定障害児入所施設わなければならぬ。

等の利用についてあつせん又は調整を行うとともに、必要に応じて、指定障害児入所施設等の設置者に対し、当該障害児の利用についての要

請を行うものとする。

しなければならない。
都道府県は、障害児入所施設に在所し、又は
指定発達支援医療機関に入院している障害児並

びに第二十四条の二十四第一項又は第二項の規定により同条第一項に規定する障害児入所給付

市町村は、前項の規定による審査及び支払に関する事務を運営会に委託することができる。
前各項に定めるもののほか、障害児相談支援事業者が、指定障害児相談支援事業者の給付費の支給及び指定障害児相談支援事業者の障害児相談支援給付費の請求に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二十四条の二十七 市町村は、障害児相談支援対象保護者が、指定障害児相談支援事業者（第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準及び同条第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援事業の運営に関する基準に定める事項のうち内閣府令で定めるものを満たすと認められる事業を行なう事業所により行われるものに限る。以下この条において「基準該当障害児相談支援」という。）を受けた場合において、必要があると認めるときは、内閣府令で定めるところにより、基準該当障害児相談支援に要した費用について、特例障害児相談支援給付費を支給することができる。

特例障害児相談支援給付費の額は、当該基準該当障害児相談支援について前条第二項の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該基準該当障害児相談支援に要した費用の額を超えるときは、当該現に基準該当障害児相談支援に要した費用の額）を基準として、市町村が定める。

前二項に定めるもののほか、特例障害児相談支援給付費の支給に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

第二款 指定障害児相談支援事業者

第二十四条の二十八 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定は、内閣府令で定めるところにより、総合的に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十八条に規定する相談支援を行う者として内閣府令で定める基準に該当する者の申請により、障害児相談支援事業を行なう事業所（以下「障害児相談支援事業所」といいう。）ことを行う。

第二十一条の五の十五第三項（第四号、第十一号及び第十四号を除く。）の規定は、第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者の指定について準用する。この場合において、第二十一条の五の十五第三項第一号中「都道府県の条例で定める者」とあるのは、「法人」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の二十九 第二十四条の二十六第一項の期間（以下この条において「指定の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

前項の場合において、指定の更新がされたときは、その指定の有効期間は、従前の指定の有効期間の満了日の翌日から起算するものとする。

前条の規定は、第一項の指定の更新について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第二十四条の三十 指定障害児相談支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するとともに、行政機關、教育機関その他の関係機関との緊密な連携を図りつつ、障害児相談支援を当該障害児の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、常に障害児及びその保護者の立場に立つて効果的に行事するよう努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、その提供する障害児相談支援の質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、障害児相談支援の質の向上に努めなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、障害児の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、障害児及びその保護者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

第二十四条の三十一 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者である者等に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者等に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査せらるべきではない。

指定障害児相談支援事業者は、内閣府令で定める指定障害児相談支援事業の運営に関する基準に従い、指定障害児相談支援を提供しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定障害児相談支援事業の運営に関する事務を運営会に委託することができる。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援を受けていた者であつて、当該事業の廃止又は休止の日以後において引き続き当該指定障害児相談支援に相当する支援の提供を希望する者に対し、必要な障害児相談支援が継続的に提供されるよう、他の指定障害児相談支援事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならぬ。

当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第二十四条の三十一第一項の内閣府令で定める基準に適合していない場合当該基準を遵守すること。

第二十四条の三十二 指定障害児相談支援事業者は、当該指定に係る障害児相談支援事業所の名称及び所在地その他内閣府令で定める事項に変更があつたとき、又は休止した当該指定障害児相談支援の事業を再開したときは、内閣府令で定めるところにより、十日以内に、その旨を市町村長に届け出なければならない。

指定障害児相談支援事業者は、当該指定障害児相談支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第二十四条の三十三 市町村長は、指定障害児相談支援事業者による第二十四条の三十一第三項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定障害児相談支援事業者その他の関係者に対する助言その他の援助を行うことができると認めるときは、前項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくしてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する措置をとるべきことを勧告することができる。

第二十四条の三十四 市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害児相談支援事業者若しくは指定障害児相談支援事業者であつた者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害児相談支援事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者である者等に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査せらるべきことができる。

市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示しなければならない。

第二十四条の三十六 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定障害児相談支援事業者に係る第二十四条の二十六第一項第一号の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の二十八第二項において準用する第二十一条の五の十五第三項第五号、第五号の二又は第十三号のいずれかに該当するに至つたとき。

二 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十第三項の規定に違反したと認められるとき。

第二十四条の三十五 市町村長は、指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者若しくは指定障害児相談支援事業者であった者等に對し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査せらるべきことができる。

第二十九条の十六第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

三十一 第一項の内閣府令で定める基準を満たすことができなくなつたとき。

四 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営に関する基準に従つて適正な指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十一第二項の内閣府令で定める指定障害児相談支援の事業の運営をすることができるなくなつたとき。

五 障害児相談支援給付費の請求に関し不正があつたとき。

六 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

七 指定障害児相談支援事業者が、第二十四条の三十四第一項の規定により出頭を求めてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児相談支援事業所の従業者が、その行為をした場合において、その従業者がその行為を防止するため、当該指定障害児相談支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

八 指定障害児相談支援事業者が、不正の手段により第二十四条の二十六第一項第一号の指定を受けたとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、この法律その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは处分に違反したとき。

十 前各号に掲げる場合のほか、指定障害児相談支援事業者が、障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十一 指定障害児相談支援事業者が、当該指定に係る障害児相談支援事業所を管理する者その他の政令で定める使用人のうちに指定の取消し又は指定の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前五年以内に障害児相談支援に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

十二 第二十四条の二十六第一項第一号の指定障害児相談支援事業者は、次に掲げる場合には、その旨を公示しなければならない。

第一項の内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制をしていないと認めるときは、当該内閣府令で定める基準に従つて適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

内閣総理大臣等は、前項の規定による勧告した場合において、その勧告を受けた指定障害児相談支援事業者を除く)における同条第一項の

二 第二十四条の三十二第二項の規定による事業の廃止の届出があつたとき。

三 前条の規定により指定障害児相談支援事業者の指定を取り消したとき。

第三款 業務管理体制の整備等

第二十四条の三十八 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一 次号及び第三号に掲げる指定障害児相談支援事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、内閣府令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

二 指定障害児相談支援事業者であつて、当該指定に係る障害児相談支援事業所が一の市町村の区域内に所在するもの(市町村長)

三 当該指定に係る障害児相談支援事業所が二以上の都道府県の区域内に所在する指定障害児相談支援事業者(内閣総理大臣)

前項の規定により届け出をした指定障害児相談支援事業者は、その届け出た事項に変更があるときは、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届け出をした内閣総理大臣、都道府県知事又は市町村長(以下この款において「内閣総理大臣等」という。)に届け出なければならない。

第二項の規定による届け出をした指定障害児相談支援事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届け出をした内閣総理大臣等以外の内閣総理大臣等にも届け出なければならない。

第二十四条の三十九 前条第二項の規定による届け出を受けた内閣総理大臣等は、当該届け出を受けた内閣総理大臣等に届け出をした旨を当該届け出をした内閣総理大臣等にも届け出なければならない。

内閣総理大臣等は、前三項の規定による届け出が適正になれるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、当該指定障害児相談支援事業者若しくは当該指定障害児相談支援事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは当該指定障害児相談支援事業者の当該指定に係る障害児相談支援事業所、事務所その他の指定障害児相談支援事業所の提供に關係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

内閣総理大臣等は、前項の規定による命令を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件を履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならぬ。

第二十四条の三十九 指定障害児相談支援事業者は、第二十四条の三十第三項に規定する義務の履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならぬ。

内閣総理大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件を履行が確保されるよう、内閣府令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならぬ。

内閣総理大臣等は、前項の規定による命令を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件を履行が確保されるよう、内閣府令で定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣等は、前項の規定による命令を受けた指定障害児相談支援事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該指定障害児相談支援事業者に対する報告若しくは帳簿書類その他の物件を履行が確保されるよう、内閣府令で定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に係る指定を行つた市町村長(以下この項及び次条第五項において「関係市町村長」という。)と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

市町村長は、その行つた又はその行おうとする指定に係る指定障害児相談支援事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関する必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

内閣総理大臣又は都道府県知事は、前項の規定による市町村長の求めに応じて第一項の権限を行つたときは、内閣府令で定めるところにより、その結果を当該権限を行つた市町村長に通知しなければならない。

第十九条の十六第二項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

第二十四条の四十 第二十四条の三十八第二項の規定による届け出を受けた内閣総理大臣等は、当該届け出を受けた指定障害児相談支援事業者(同条第四項の規定による届け出を受けた内閣総理大臣等)と同様に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者を含む。次項において同じ。の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために、関係機関、関係団体及び児童の福祉に関連する職務に従事する者その他の関係者(以下「関係機関等」という。)により構成される要保護児童対策地域協議会(以下「協議会」という。)を置くように努めなければならない。

協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦(以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。)に関する情報その他の要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、

児については、二十日以上) 同居させた者(法令の定めるところにより児童を委託された者及び児童を單に下宿させた者を除く。)は、同居を始めた日から三月以内(児童については、一ヶ月以内)に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。ただし、その届出期間内に同居をやめたときは、この限りでない。前項に規定する届出をした者が、その同居をやめたときは、同居をやめた日から一ヶ月以内に、市町村長を経て、都道府県知事に届け出なければならない。保護者は、経済的理由等により、児童をそのもとにおいて養育したいときは、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、児童福祉司又は児童委員に相談しなければならない。

第三十条の二 都道府県知事は、小規模住居型児童養育事業を行う者(里親(第二十七条第一項第三号の規定により委託を受けた里親に限る。)第三十三条の八第二項、第三十三條の十、第三十三条の十四第二項、第四十四条の四、第四十五条の二、第四十六条第一項、第四十七条、第四十八条及び第四十八条の三において同じ。)及び児童福祉施設の長並びに前条第一項に規定する者に、児童の保護について、必要な指示をし、又は必要な報告をさせることができる。

第三十一条 都道府県等は、第二十三条第一項本文の規定により母子生活支援施設に入所した児童については、その保護者から申込みがあり、かつ、必要があると認めるときは、満二十歳に達するまで、引き続きその者を母子生活支援施設において保護することができる。

都道府県は、第二十七条第一項第三号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童養護施設、障害児入所施設(第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設に限る。次条第一項において同じ。)、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設に入所した児童については満二十歳に達するまで、引き続き第二十七条第一項第三号の規定による委託を継続し、若しくはその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることができる。

都道府県は、第二十七條第一項第三号の規定により障害児入所施設に限る。次条第二項において同じ。)による医療型障害児入所施設に限る。次条第二

月において同じ。)に入所した児童又は第二十条第二項の規定による委託により指定発達支援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若しくは重症心身障害児については満二十歳に達するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉施設に在所させ、若しくは同項の規定による委託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更する措置を探ることとする。

都道府県は、延長者(児童以外の満二十歳に満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当するものをいう。)について、第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の措置を探ることができる。

一 第二項からこの項までの規定による措置が採られている者

二 第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護が行われている者(前号に掲げる者を除く。)

前各項の規定による保護又は措置は、この法律の適用については、母子保護の実施又は第二

十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二

二項の規定による措置とみなす。

第二項から第四項までの場合においては、都

道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を探る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を探る権限又は助産の実施若しくは母子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三條第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十二条の二から第二十四条の七まで及び第二十四条の二の二十の規定による権限の全部又は一部を、それぞれその管理する福祉事務所の長に委任することができる。

市町村長は、保育所における保育を行うこと

にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者であつて、障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことが著しく困難なもののとして内閣府令で定める者について、満二十歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、当該者が満二十三歳に達するまで、引き続き当該者を障害児入所施設に在所させることとする。

都道府県は、前条第三項の規定にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施設に在所している者又は委託を継続して指定発達支援医療機関に入院している肢体不自由のある者若しくは重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している者であつて、障害福祉サービスその他サービスを利用することができる。

児童相談所長は、特に必要があると認めるときは、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次

項において同じ。)に入所した児童又は第二十

七条第二項の規定による委託により指定発達支

援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若

しくは重症心身障害児については満二十歳に達

するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉

施設に在所させ、若しくは同項の規定による委

託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更す

る措置を探ることができる。

都道府県は、延長者(児童以外の満二十歳に

満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当

するものをいう。)について、第二十七条第一

項第一号から第三号まで又は第二項の措置を探

ることができる。

一 第二項からこの項までの規定による措置が

採られている者

二 第三十三条第八項から第十一項までの規定

による一時保護が行われている者(前号に掲

げる者を除く。)

前各項の規定による保護又は措置は、この法

律の適用については、母子保護の実施又は第二

十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二

二項の規定による措置とみなす。

第二項から第四項までの場合においては、都

道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を探る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を探る権限又は助産の実施若しくは母

子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三條第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十二

四条の二から第二二十四条の七まで及び第二十四

条の二十の規定による権限の全部又は一部を、

それぞれその管理する福祉事務所の長に委任す

ることができる。

市町村長は、保育所における保育を行うこと

にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施

設に在所している者であつて、障害福祉サービ

スその他のサービスを利用しつつ自立した日常

生活又は社会生活を営むことが著しく困難なも

のとして内閣府令で定める者について、満二十

歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると

認めるときは、当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任の請求がされるべきごとに、児童相談所長又は都道府県知事は、家庭裁判所の承認を得なければならない。ただ

し、当該児童に係る第二十八条第一項第一号若

しくは第二号ただし書の承認の申立て又は当該

児童の親権者に係る第三十三条の七の規定によ

る親権喪失若しくは親権停止の審判の請求若し

くは当該児童の未成年後見人に係る第三十三条

の九の規定による未成年後見人の解任の請求が

されている場合は、この限りでない。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文

の規定による引き続き一時保護に係る承認

の申立てをした場合において、やむを得ない事

情があるときは、一時保護を開始した日から二

月を経過した後又は同項の規定により引き続き

一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該

申立てに対する審判が確定するまでの間、引き

続き一時保護を行うことができる。ただし、当該

申立てを却下する審判があつた場合は、当該

審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護

を行う必要があると認めるときには、

引き続き一時保護を行つてできる。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行

つた場合において、第五項本文の規定による引

き続いての一時保護に係る承認の申立てに対す

る審判が確定した場合における同項の規定の適

用については、同項中「引き続き一時保護を行

う」とするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続きの一時保護に係

る承認の申立てに対する審判が確定した」とす

る。

児童相談所長は、特に必要があると認めるとき

は、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次

項において同じ。)に入所した児童又は第二十

七条第二項の規定による委託により指定発達支

援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若

しくは重症心身障害児については満二十歳に達

するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉

施設に在所させ、若しくは同項の規定による委

託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更す

る措置を探ることができる。

都道府県は、延長者(児童以外の満二十歳に

満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当

するものをいう。)について、第二十七条第一

項第一号から第三号まで又は第二項の措置を探

ができる。

一 第二項からこの項までの規定による措置が

採られている者

二 第三十三条第八項から第十一項までの規定

による一時保護が行われている者(前号に掲

げる者を除く。)

前各項の規定による保護又は措置は、この法

律の適用については、母子保護の実施又は第二

十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二

二項の規定による措置とみなす。

第二項から第四項までの場合においては、都

道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を探る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を探る権限又は助産の実施若しくは母

子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三條第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十二

四条の二から第二二十四条の七まで及び第二十四

条の二十の規定による権限の全部又は一部を、

それぞれその管理する福祉事務所の長に委任す

ることができる。

市町村長は、保育所における保育を行うこと

にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施

設に在所している者であつて、障害福祉サービ

スその他のサービスを利用しつつ自立した日常

生活又は社会生活を営むことが著しく困難なも

のとして内閣府令で定める者について、満二十

歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると

認めるときは、当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任が

されている場合は、この限りでない。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文

の規定による引き続き一時保護に係る承認

の申立てをした場合において、やむを得ない事

情があるときは、一時保護を開始した日から二

月を経過した後又は同項の規定により引き続き

一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該

申立てに対する審判が確定するまでの間、引き

続き一時保護を行つてできる。

ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該

審判の結果を考慮してもなお引き続き一時保護

を行う必要があると認めるときには、

引き続き一時保護を行つてできる。

前項本文の規定により引き続き一時保護を行

つた場合において、第五項本文の規定による引

き続いての一時保護に係る承認の申立てに対す

る審判が確定した場合における同項の規定の適

用については、同項中「引き続き一時保護を行

う」とするとき、及び引き続き一時保護を行つた」とあるのは、「引き続きの一時保護に係

る承認の申立てに対する審判が確定した」とす

る。

児童相談所長は、特に必要があると認めるとき

は、第一項の規定により一時保護が行われた児童については満二十歳に達するまでの間、次

項において同じ。)に入所した児童又は第二十

七条第二項の規定による委託により指定発達支

援医療機関に入院した肢体不自由のある児童若

しくは重症心身障害児については満二十歳に達

するまで、引き続きその者をこれらの児童福祉

施設に在所させ、若しくは同項の規定による委

託を継続し、又はこれらの措置を相互に変更す

る措置を探ることができる。

都道府県は、延長者(児童以外の満二十歳に

満たない者のうち、次の各号のいずれかに該当

するものをいう。)について、第二十七条第一

項第一号から第三号まで又は第二項の措置を探

ができる。

一 第二項からこの項までの規定による措置が

採られている者

二 第三十三条第八項から第十一項までの規定

による一時保護が行われている者(前号に掲

げる者を除く。)

前各項の規定による保護又は措置は、この法

律の適用については、母子保護の実施又は第二

十七条第一項第一号から第三号まで若しくは第二

二項の規定による措置とみなす。

第二項から第四項までの場合においては、都

道府県知事は、児童相談所長の意見を聴かなければならぬ。

第三十二条 都道府県知事は、第二十七条第一項若しくは第二項の措置を探る権限又は児童自立生活援助の実施の権限の全部又は一部を児童相談所長に委任することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第二十一条の六の措置を探る権限又は助産の実施若しくは母

子保護の実施の権限、第二十一条の十八第一項の規定による勧奨及び支援並びに同条第二項の規定による措置に関する権限、第二十三條第一項ただし書に規定する保護の権限並びに第二十二

四条の二から第二二十四条の七まで及び第二十四

条の二十の規定による権限の全部又は一部を、

それぞれその管理する福祉事務所の長に委任す

都能够することができる。

市町村長は、保育所における保育を行うこと

にかかるわらず、同項の規定により障害児入所施

設に在所している者であつて、障害福祉サービ

スその他のサービスを利用しつつ自立した日常

生活又は社会生活を営むことが著しく困難なも

のとして内閣府令で定める者について、満二十

歳に到達してもなお引き続き在所させる措置を探らなければその福祉を損なうおそれがあると

認めるときは、当該児童の未成年後見人に係る第三十三条の九の規定による未成年後見人の解任が

されている場合は、この限りでない。

児童相談所長又は都道府県知事は、前項本文

の規定による引き続き一時保護に係る承認

の申立てをした場合において、やむを得ない事

情があるときは、一時保護を開始した日から二

月を経過した後又は同項の規定により引き続き

一時保護を行つた後二月を経過した後も、当該

申立てに対する審判が確定するまでの間、引き

続き一時保護を行つてできる。

ただし、当該申立てを却下する審判があつた場合は、当該

条において「児童自立生活援助対象者」といふ。の自立を図るため必要がある場合において、その児童自立生活援助対象者から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者（都道府県を除く。次項において同じ。）に委託して、その児童自立生活援助対象者に対し、内閣府令で定めるところにより、児童自立生活援助を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

児童自立生活援助対象者であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、内閣府令で定めるところにより、入居を希望する住居その他内閣府令の定める事項を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、内閣府令の定めるところにより、児童自立生活援助対象者の依頼を受けて、当該申込書の提出を代り、児童自立生活援助事業者が特別な事情により当該都道府県の区域外の住居への入居を希望するときは、当該住居への入居について必要な連絡及び調整を図らなければならぬ。

都道府県は、第二十五条の七第一項第三号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育規定期間による報告を受けた児童等について、必要があると認めるときは、これらの者に対し、児童自立生活援助の実施の申込みを勧奨しなければならない。

都道府県は、児童自立生活援助対象者の住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、内閣府令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の内閣府令で定める事項に関し情報の提供を行わなければならぬ。

第三十三条の六の二 都道府県は、児童の健全な育成及び措置解除者等の自立に資するため、その区域内において、親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業及び意見表明等支援事業が着実に実施されるよう、必要な措置の実施に努めなければならない。

第三十三条の六の三 社会的養護自立支援拠点事業を行う都道府県は、第二十五条の七第一項

第三十三条の六の四 児童相談所長は、児童について、家庭裁判所に対し、養親としての適格性を有する者との間における特別養子縁組について、家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）、第六十四条第二項に規定する特別養子の確認を請求することができる。

児童相談所長は、前項の規定による請求に係る児童について、特別養子縁組によつて養親となることを希望する者が現に存しないときは、特別養子縁組里親その他の適當な者に対し、当該児童に係る民法第八百一十七条の二第一項に規定する請求を行うことを勧奨するよう努めるものとする。

第三十三条の六の五 児童相談所長は、児童に係る特別養子適格の確認の審判事件（家事事件手続法第三条の五に規定する特別養子適格の確認の審判事件をいう。）の手続に参加することができる。

前項の規定により手続に参加する児童相談所長は、家事事件手続法第四十二条第七項に規定する利害関係参加人とみなす。

第三十三条の七 児童の親権者に係る民法第八百三十五条又は第八百三十六条の規定による親権喪失、親権停止若しくは管理権喪失の審判の請求又はこれらの審判の取消しの請求は、これららの規定に定める者のほか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の八 児童相談所長は、親権を行ふ者のない児童について、その福祉のため必要があるときは、家庭裁判所に對し未成年後見人の選任を請求しなければならない。

四 被措置児童等に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行ふこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を見つかった者は、速やかに、これがあるに至るまでの間、親権を行う。ただし、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所

二号若しくは第二項第四号、第二十五条の八第四号若しくは第二十六条第一項第六号の規定による報告を受けた児童又は第三十三条第八項第二号の規定による報告を受けた満二十歳未満義務教育終了児童等について、必要があると認めるとときは、これらの者に對し、社会的養護自立支援拠点事業の利用を勧奨しなければならない。

第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による未成年後見人の解任の請求は、同条に定める者のか、児童相談所長も、これを行うことができる。

第三十三条の九の二 国は、要保護児童の保護に係る事例の分析その他要保護児童の健全な育成に資する調査及び研究を推進するものとする。

第七節 被措置児童等虐待の防止等

第三十三条の十 この法律で、被措置児童等虐待とは、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親若しくはその同居人、乳幼院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の長、その職員その他従業者、指定発達支援医療機関の管理者その他の従業者、一時保護施設を設けている児童相談所の所長、当該施設の職員その他の従業者又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて児童の一時保護を行う業務に従事する者（以下「施設職員等」と総称する。）が、委託された児童、入所する児童又は一時保護が行われた児童（以下「被措置児童等」という。）について行う次に掲げる行為をいう。

一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 被措置児童等にわいせつな行為をすることがあること。

三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前二号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。

四 被措置児童等に対する著しい暴力又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行ふこと。

第三十三条の十一 施設職員等は、被措置児童等虐待その他被措置児童等の心身に有害な影響を及ぼす行為をしてはならない。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を見つめた者は、速やかに、これがあるに至るまでの間、親権を行う。ただし、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所

するには、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

第三十三条の九 児童の未成年後見人に、不正行為、著しい不行跡その他後見の任務に適しない事由があるときは、民法第八百四十六条の規定による通告又は同条第三項の規定による通告を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

第三十三条の十四 都道府県は、第三十三条の十二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは次条第一項の規定による通知を受けた場合においては、当該通告若しくは届出を受けた都道府県の設置する福祉事務所若しくは児童相談所の所長、所員その他の職員、都道府県の行政機関若しくは市町村の職員、都道府県児童福祉審議会の委員若しくは臨時委員又は当該通告を介した児童委員は、その職務上知り得た事項であつて当該通告又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

二第一項の規定による通告、同条第三項の規定による届出若しくは次条第一項の規定による通知を受けたとき又は相談に応じた児童について必要があると認めるときは、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握その他当該通告、届出、通知又は相談に係る事実について確認するための措置を講ずるものとする。

都道府県は、前項に規定する措置を講じた場合において、必要があると認めるときは、小規

模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、指定発達支援医療機関、一時保護施設又は第三十三条第一項若しくは第二項の委託を受けて一時保護を行う者における事業若しくは業務の適正な運営又は適切な養育を確保することにより、当該通告、届出、通知又は相談に係る被措置児童等に対する被措置児童等虐待の防止並びに当該被措置児童等及び被措置児童等と生活を共にする他の被措置児童等の保護を図るため、適切な措置を講ずるものとする。

る事項についての調査及び研究を行うものとす
る。

第八節 情報公表対象支援

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児通所支援事業者及び指定障害児通所支援事業者及び第三十三条の二十二の二第二項に於て「対象事業者」として規定する施設等の設置者(以下この条及び第三十三条の二十二の二第二項に於て「対象事業者」として規定する施設等の設置者)は、

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適當であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならぬ。

見を反映させるために必要な措置を講するものとする。
内閣総理大臣は、障害児の生活の実態、障害児を取り巻く環境の変化その他の事情を勘案して必要があると認めるときは、速やかに基本指針を変更するものとする。
内閣総理大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三十三条の十五 都道府県児童福祉審議会は、
い通知いかれいかない

第三十三条の十二第一項の規定による通告又は同項の規定による届出を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

者に児童を託す旨第一回第二回第三回に於ける所の如きを講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の内閣府令で定める事項を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。

都道府県児童福祉審議会は、前項の規定による報告を受けたときは、その報告に係る事項について、都道府県知事に対し、意見を述べることができる。

都道府県児童福祉審議会は、前項に規定する事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等その他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができる。

第三十三条の十七 国は、被措置児童等虐待の事項を公表するものとする。

例の分析を行うとともに、被措置児童等虐待の予防及び早期発見のための方策並びに被措置児童等虐待があつた場合の適切な対応方法に資す

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公示されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行ったため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対し、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公示されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表（なげばなづな）。

る情報の報告及び公表
第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報を（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を提供する事業者又は施設の運営状況に関する情報であつて、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公示されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行ったため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ぜることができる。

第三十三条の十八 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者（以下この条及び第三十三条の二十三の二第三項において「対象事業者」という。）は、指定通所支援、指定障害児相談支援又は指定入所支援（以下この条において「情報公表対象支援」という。）の提供を開始しようとするとき、その他内閣府令で定めるときは、内閣府令で定めるところにより、情報公表対象支援情報（その提供する情報公表対象支援の内容及び情報公表対象支援を利用する機会を確保するために公示されることが適当なものとして内閣府令で定めるものをいう。第八項において同じ。）を、当該情報公表対象支援を提供する事業所又は施設の所在地を管轄する都道府県知事に報告しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた後、内閣府令で定めるところにより、当該報告の内容を公表しなければならない。

都道府県知事は、前項の規定による公表を行ったため必要があると認めるときは、第一項の規定による報告が真正であることを確認するのに必要な限度において、当該報告をした対象事業者に対し、当該報告の内容について、調査を行うことができる。

都道府県知事は、対象事業者が第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は前項の規定による調査を受けず、若しくは調査を妨げたときは、期間を定めて、当該対象事業者に対し、その報告を行い、若しくはその報告の内容を是正し、又はその調査を受けることを命ずることができる。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者に対し、前項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が満切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報に該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの中から提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第一項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する基本的事項

二 障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標に関する事項

三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第一項に規定する

都道府県知事は、指定障害児相談支援事業者が第四項の規定による命令に従わない場合において、当該指定障害児相談支援事業者の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することが適当であると認めるときは、理由を付して、その旨をその指定をした市町村長に通知しなければならない。

都道府県知事は、情報公表対象支援を利用し、又は利用しようとする障害児の保護者が適切かつ円滑に当該情報公表対象支援を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象支援の質及び情報公表対象支援に従事する従業者に関する情報（情報公表対象支援情報を該当するものを除く。）であつて内閣府令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

第九節 障害児福祉計画

第三十三条の十九 内閣総理大臣は、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下この項、次項並びに第三十三条の二十二第二項及び第二項において「障害児通所支援等」という。）の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（以下この条、次条第一項及び第三十三条の二十二第一項において「基本指針」という。）を定めるものとする。

基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項
- 二 障害児通所支援等の提供体制の確保に関する事項
- 三 次条第一項に規定する市町村障害児福祉計画及び第三十三条の二十二第二項に規定する事項
- 四 その他障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項

第九節 障害児福祉計画

三條の十九 内閣総理大臣は障害児道所、障害児入所支援及び障害児相談支援（以下の項、次項並びに第三十三条の二十二第二及び第二項において「障害児道所支援等」と

の提供体制を整備し、障害児通所支援の円滑な実施を確保するための基本的な指針として、この条、次条第一項及び第三十三条の二第一項において「基本指針」という。)を

るものとする。本指針においては、次に掲げる事項を定めのとする。

基本的事項
障害児通所支援等の提供体制の確保に係る
標に関する事項

本指針は、障害者の日常生活及び社会生活のための方策として、第一回に規定する道府県障害児福祉計画の作成に関する事項その他障害児通所支援等の円滑な実施を確実にするために必要な事項。

合的に支援するための法律第八十七条第一項に規定する基本指針と一体のものとして作成ことができる。

内閣総理大臣は、基本指針の案を作成し、又は基本指針を変更しようとするときは、あらかじめ、障害児及びその家族その他の関係者の意見を反映させるところが最も旨い旨を旨とする。

き、又はその事業に関し不当に営利を図り、若しくはその事業に係る児童の処遇につき不当な行為をしたときは、その者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

第三十四条の九 市町村は、内閣府令で定めるとこにより、子育て短期支援事業を行うことができる。

第三十四条の十 市町村は、第二十一条の十の二第一項の規定により乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業を行う場合には、社会福祉法の定めるところにより行うものとする。

第三十四条の十一 市町村、社会福祉法人その他者は、社会福祉法の定めるところにより、地域子育て支援拠点事業、子育て世帯訪問支援事業又は親子関係形成支援事業を行うことができ

</

国、都道府県及び市町村以外の者は、児童福祉施設を廃止し、又は休止しようとするときは、内閣府令の定めるところにより、都道府県知事の承認を受けなければならない。

第三十六条 助産施設は、保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設とする。

第三十七条 乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要な場合には、幼児を含む）を入院させて、乳児を含む。以下この条において同じ）、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第三十八条 母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第三十九条 保育所は、保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設（利用定員が二十人以上であるものに限り、幼保連携型認定こども園を除く）。とする。

保育所は、前項の規定にかかるわらず、特に必要があるときは、保育を必要とするその他の児童を日々保護者の下から通わせて保育することができる。

第三十九条の二 幼保連携型認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の幼児に対する教育（教育基本法（平成十八年法律第二百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう）及び保育を必要とする乳児・児童に対する保育を一体的に行い、これらの乳児又は幼児の健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする施設とする。

幼保連携型認定こども園に關しては、この法律に定めるもののほか、認定こども園法の定めるところによる。

第四十条 児童厚生施設は、児童遊園、児童館等児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とする施設とする。

第四十一条 児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は、乳児を含む。以下この条において同じ。）を養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十二条 障害児入所施設は、次の各号に掲げる区分に応じ、障害児を入所させて、当該各号に定める支援を行うことを目的とする施設とする。
一 福祉型障害児入所施設 保護並びに日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援
二 医療型障害児入所施設 保護日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援並びに治療
三 四十三条规定 児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十三条の二 児童心理治療施設は、家庭環境により社会生活への適応が困難となつた児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を中心として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設とする。

第四十四条 児童自立支援施設は、不良行為をなし、又は不なおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする。

第四十五条 児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならぬ。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を參照するものとする。

第四十六条 都道府県知事は、第四十五条第一項及び前条第一項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に對して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に從事する職員に、関係者に對して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとする。

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、必要な改善を命ずることができる。

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、

（助産施設にあつては、妊娠婦）の適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令で定めるものとし、内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たつては、児童家庭支援センターの職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

児童家庭支援センターは、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行ふことを目的とする施設とする。

第四十四条の三 里親支援センターは、里親支援事業を行ふほか、里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行ふことを目的とする施設とする。

第四十五条 第六条の三各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センターを除く。）の設置者は、児童、妊娠婦その他のこれら事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図るために協議しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十五条の四 第六条の三各項に規定する事業を行う者、里親及び児童福祉施設（指定障害児入所施設及び指定通所支援に係る児童発達支援センターを除く。）の設置者は、児童、妊娠婦その他のこれら事業を利用する者又は当該児童福祉施設に入所する者の人格を尊重するとともに、この法律又はこの法律に基づく命令を遵守し、これらの者のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図るために協議しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

第四十五条の二 内閣総理大臣は、児童の行う養育について、基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

児童福祉施設の設置者は、児童福祉施設の設備及び運営についての水準の向上を図るために協議しなければならない。

児童福祉施設の設置者は、第一項の基準を遵守しなければならない。

児童は、前項の基準を遵守しなければならない。

第四十六条 都道府県は、児童福祉施設の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するものでなければならない。

都道府県が前項の条例を定めるに当たつては、次に掲げる事項については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を參照するものとする。

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達しないときは、必要な改善を命ずることができる。

都道府県知事は、児童福祉施設の設備又は運営が第四十五条第一項の基準に達せず、かつ、

費、地域型保育給付費又は特例地域型保育給付費の支給を受けることができる保護者の児童であるときは、市町村は、その限度において、前条第四号又は第五号の規定による費用の支弁をすることを要しない。

第五十三条 国庫は、第五十条（第一号から第三号まで及び第九号を除く。）及び第五十一条（第四号、第七号及び第八号を除く。）に規定する地方公共団体の支弁する費用に対しては、政令の定めるところにより、その二分の一を負担する。

第五十四条 削除

第五十五条 都道府県は、第五十一条第一号から第三号まで、第五号及び第六号の費用に対しては、政令の定めるところにより、その四分の一を負担しなければならない。

第五十六条 第四十九条の二に規定する費用を国庫が支弁した場合においては、内閣総理大臣は、本人又はその扶養義務者（民法に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、都道府県知事の認定するその負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

第五十七条 第五号、第六号、第七号の二若しくは第七号から第七号の三までに規定する費用（同条第七号に規定する里親支援センターにおいて行う里親支援事業に要する費用を除く。）を支弁した都道府県又は第五十一条第二号から第五号までに規定する費用を支弁した市町村の長は、本人又はその扶養義務者から、その負担能力に応じ、その費用の全部又は一部を徴収することができる。

都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による負担能力の認定又は前項の規定による費用の徴収に関する必要があると認めるときは、本人又はその扶養義務者の収入の状況につき、本人若しくはその扶養義務者に対し報告を求め、又は官公署に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

第一項又は第二項の規定による費用の徴収は、これを本人又はその扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県又は市町村に嘱託することができる。

第一項又は第二項の規定により徴収される費用を、指定の期限内に納付しない者があるときは、第一項に規定する費用については国税の、第二項に規定する費用については地方税の滞納処分の例により処分分ることができる。この場

合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

保育所又は幼保連携型認定こども園の設置者が、次の各号に定める額のうち当該保護者が当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることによつて、当該保育所又は幼保連携型認定こども園に支払わぬ場合において、当該保護者が当該金額の全部を支払わぬ場合において、当該家庭的保育事業等による保育所又は幼保連携型認定こども園に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第一項の規定により当該保育所における保育を行うため必要であると認めると、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十七条第一項に規定する特定教育・保育を受けた乳児又は幼児 同条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第一項第一号の規定による特例施設型給付費の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 子ども・子育て支援法第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育を受けた幼児 同条第二項第二号の規定による特例施設型給付費の額及び同号に規定する市町村が定める額（当該市町村が定めた額が現に当該特別利用保育を受けた幼児の額を超えるときは、当該現に特別利用地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特別利用地域型保育を受けた幼児 同条第三十条第二項第二号の規定による特例地域型保育に要した費用の額）の合計額

二 特定利用地域型保育を受けた幼児 同条第三十一条第一項第二号の規定による特例地域型保育に要した費用の額）の合計額

うち当該保護者が当該家庭的保育事業等を行つて支払うべき金額に相当する金額の支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお当該保護者が当該金額の全部又は一部を支払わぬ場合において、当該家庭的保育事業等による保育所又は幼保連携型認定こども園に支障が生じ、又は生ずるおそれがあり、かつ、市町村が第二十四条第二項の規定により当該家庭的保育事業等による保育を確保するため必要であると認めるときは、市町村は、当該家庭的保育事業等を行う者の請求に基づき、地方税の滞納処分の例によりこれを処分することができる。この場合における徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

一 子ども・子育て支援法第二十九条第一項に規定する特定地域型保育（同法第三十条第一項第二号に規定する特別利用地域型保育（次号において「特別利用地域型保育」という。）及び同項第三号に規定する特定利用地域型保育（第三号において「特定利用地域型保育」という。）を受けた乳児又は幼児 同法第二十九条第三項第一号に掲げる額から同条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、同号に掲げる額）又は同法第三十条第一項第一号の規定による特例施設型給付費の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）の合計額

二 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

一 その児童福祉施設が、社会福祉法第三十一条第一項の規定により設立された社会福祉法人（以下「新設等」という。）に要する費用の四分の三以内を補助することができる。ただし、一の児童福祉施設について都道府県及び市町村が補助する金額の合計額は、当該児童福祉施設の新設等に要する費用の四分の三を超えてはならない。

第五十六条の二 都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

都道府県及び市町村は、次の各号に該当する場合においては、第三十五条第四項の規定により支払がなされた額を除く。九条第五項の規定により支払がなされた額を控除して得た額（当該支払がなされなかつたときは、当該合計額）

一 その児童福祉施設の職員が、この法律若しくはこれに基づく命令又はこれらに基づいてある命令又は規則に違反したときは、当該職員を解職する。

二 その児童福祉施設の予算が、補助の効果をあげるために不適当であると認めるときは、その予算について必要な変更をすべき旨を指示すること。

国庫は、第一項の規定により都道府県が障害児入所施設又は児童発達支援センターについて補助した金額の三分の二以内を補助することができる。

第五十六条の三 都道府県及び市町村は、次に掲げる場合においては、補助金の交付を受けた児童福祉施設の設置者に対しても、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

一 補助金の交付条件に違反したとき。
二 詐欺その他の不正な手段をもつて、補助金の交付を受けたとき。

三 児童福祉施設の経営について、営利を図る行為があつたとき。

四 児童福祉施設が、この法律若しくはこれに基く命令又はこれらに基いてする处分に違反したとき。

第五十六条の四 国庫は、第五十条第二号に規定する児童委員に要する費用のうち、内閣総理大臣の定める事項に関するものについては、予算の範囲内で、その一部を補助することができること。

第五十六条の四の二 市町村は、保育を必要とする乳児・幼児に対し、必要な保育を確保するための整備に関する計画(以下「市町村整備計画」という。)を作成することができる。

市町村整備計画においては、おむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 保育提供区域(市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域をいう。以下同じ。)ことの当該保育提供区域における保育所等の整備に関する目標及び計画期間

二 前号の目標を達成するために必要な保育所等を整備する事業に関する事項

三 その他内閣府令で定める事項

市町村整備計画は、子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画と調和が保られたものでなければならぬ。

市町村は、市町村整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、次条第一項の規定により

当該市町村整備計画を内閣総理大臣に提出する場合を除き、遅滞なく、都道府県にその写しを送付しなければならない。

第五十六条の四の三 市町村は、次項の交付金を充てて市町村整備計画に基づく事業又は事務(同項において「事業等」という。)の実施をしようとするときは、当該市町村整備計画を、当該市町村の属する都道府県の知事を経由して、内閣総理大臣に提出しなければならない。

国は、市町村に対し、前項の規定により提出された市町村整備計画に基づく事業等(国、都道府県及び市町村以外の者が設置する保育所等に係るものに限る。)の実施に要する経費に充てるため、保育所等の整備の状況その他の事項を勘案して内閣府令で定めるところにより、予算の範囲内で、交付金を交付することができること。

第五十六条の四の五 市町村の障害児通所給付費(同項において「事業等」という。)の実施をしようとする障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができる。

前項の審査請求については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律又は特例障害児通所給付費に係る处分に不服がある障害児の保護者は、都道府県知事に対し審査請求をすることができる。

第六章 審査請求

前項の審査請求については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第八章(第九十七条第一項を除く。)の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第七章 雜則

第五十六条の六 地方公共団体は、児童の福祉を増進するため、障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費、特例障害児相談支援給付費、介護給付費等、障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給、第二十一条の六、第二十二条の十八第二項、第二十四条第五項若しくは第六項又は第二十七項第一項若しくは第二項の規定による措置及び保育の利用等並びにその他の福祉の保障が適切に行われるよう、相互に連絡及び調整を図らなければならない。

地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健・医療・福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健・医療・福祉その他の各関連分野の支援を行なう機関との連絡調整を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

児童自立生活援助事業、社会的養護自立支援拠点事業又は放課後児童健全育成事業を行う者及び児童福祉施設の設置者は、その事業を行ない、又はその施設を運営するに当たっては、相互に連携を図りつつ、児童及びその家庭から相談に応じることその他の地域の実情に応じた積極的な支援を行うよう努めなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 基本的協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に関し必要な事項

公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人

能力を活用した保育所の設置又は運営を促進し、保育の利用に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

市町村は、必要に応じ、公有財産の貸付けその他必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の能力を活用した放課後児童健全育成事業の実施を促進し、放課後児童健全育成事業に係る供給を効率的かつ計画的に増大させるものとする。

国及び都道府県は、前二項の市町村の措置に關し、必要な支援を行うものとする。

市町村長は、当該市町村における保育の実施に対する需要の状況等に照らし適当であると認めるときは、公私連携型保育所(次項に規定する協定に基づき、当該市町村から必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力を得て、当該市町村との連携の下に保育及び子育て支援事業(以下この条において「保育等」という。)を行う保育所をいう。以下この条において同じ。)の運営を継続的かつ安定的に行なうことができる能力を有するものであると認められるもの(法人に限る。)を、その申請により、公私連携型保育所の設置及び運営を目的とする法人(以下この条において「公私連携保育法人」という。)として指定することができる。

市町村長は、前項の規定による指定(第十一項において単に「指定」という。)をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする法人と、次に掲げる事項を定めた協定(以下この条において単に「協定」という。)を締結しなければならない。

一 協定の目的となる公私連携型保育所の名称及び所在地

二 公私連携型保育所における保育等に関する基本的事項

三 市町村による必要な設備の貸付け、譲渡その他の協力に関する基本的事項

四 基本的協定の有効期間

五 協定に違反した場合の措置

六 その他公私連携型保育所の設置及び運営に

関し必要な事項

公私連携保育法人は、第三十五条第四項の規定にかかわらず、市町村長を経由し、都道府県知事に届け出ることにより、公私連携型保育所を設置することができる。

市町村長は、公私連携保育法人が前項の規定による届出をした際に、当該公私連携保育法人

の規定による業務のほか、第二十四条の三第十一条(第二十四条の七第二項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県から委託を受け行う障害児入所給付費及び特定入所障害児食費等給付費又は第二十一条の五の七第十四項及び第二十四条の二十六第六項の規定により市町村から委託を受け行う障害児通所給付費及び障害児相談支援給付費の審査及び支払に関する業務を行う。

第五十六条の五の三 連合会が前条の規定により行う業務(次条において「児童福祉法関係業務」という。)については、国民健康保険法第八十六条において準用する同法第二十九条の規定にかかるわらず、内閣府令で定めるところにより、規約をもつて議決権に関する特段の定めを定めることができる。

第五十六条の五の四 市町村は、必要に応じ、公有財産(地方自治法第二百三十八条第一項に規定する公有財産をいう。次項において同じ。)の貸付けその他の必要な措置を積極的に講ずることにより、社会福祉法人その他の多様な事業者の

内閣総理大臣は、障害児入所給付費等の支給に關して必要があると認めるときは、障害児入所支援を行つた者若しくはこれを使用した者に對し、その行つた障害児入所支援に關し、報告若しくは当該障害児入所支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対し質問させることができる。

第十九条の十六第二項の規定は前各項の規定による質問について、同条第三項の規定は前各項の規定による権限について準用する。

第五十七条の三の四 市町村及び都道府県は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができると認められるものとして都道府県知事が指定するもの（以下「指定事務受託法人」という。）に委託することができる。

第一第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに前条第一項及び第四項に規定する事務（これらの規定による命令及び質問の対象となる者並びに立入検査の対象となる事業所及び施設の選定に係るもの並びに当該命令及び当該立入検査を除く。）

二 その他内閣府令で定める事務（前号括弧書に規定するものを除く。）

指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこれの職務に従事する者は、正当な理由なしに、当該委託事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

指定事務受託法人の役員若しくは職員又はこの職務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

市町村又は都道府県は、第一項の規定により事務を委託したときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

第十九条の十六第二項の規定は、第一項の規定により委託を受けて行う第五十七条の三第一項及び第三項、第五十七条の三の二第一項並びに前条第一項及び第四項の規定による質問について準用する。

前各項に定めるもののほか、指定事務受託法

人は関心が必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産又は収入の状況に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

第五十九条の二 市町村長は、次に掲げる事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

都道府県は、小児慢性特定疾病医療費の支給に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

第五十九条の三の二 都道府県は、障害児の保護者若しくは障害児の保護者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

都道府県は、障害児入所給付費等の支給に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

第五十九条の三の三 都道府県は、障害児の保護者若しくは成年患者の雇用主その他の関係人に報告を求めることができる。

都道府県は、障害児の保護者若しくは障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産又は収入の状況に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

第五十九条の三の四 都道府県は、児童の福祉のため必要な事項は、政令で定める。

第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす处分に違反したときは、市町村長は、同一の届け出を取り消すことができる。

第五十九条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要な事項は、第六条の三第九項から第十二項まで若しくは第三十六条から第四十四条まで（第三十九条の二を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第三十五条第三項の届出若しくは認定こども園法第十六条の届出をしていないもの又は第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可若しくは認定こども園法第十七条第一項の認可を受けているものの（前条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第二十二条第一項の認可を取り消されたものを除く。）であつて第三十四条の十五第二項若しくは第三十五条第四項の認可を受けているものの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたもの又は認定こども園法第十七条第一項の認可を受けているものの（第五十八条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消されたものを含む。）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認められた事務所若しくは施設に立ち入り、その施設の設備若しくは運営について必要な調査若しくは質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならぬ。

第五十九条の二 連合会について国民健康保険法第一百六条及び第一百八条の規定を適用する場合において、同法第一百六条第一項中「事業」とあるのは「事業（児童福祉法（昭和二十二年法律第六百六十四号）第五十六条の五の三に規定する児童福祉法関係業務を含む。第一百八条第一項及び第五項において同じ。）」と、同項第一号及び同法第一百八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする。

第五十九条の五 租税その他の公課は、この法律により支給を受けた金品を標準として、これを課することができない。

小児慢性特定疾病医療費、障害児通所給付費等及び障害児入所給付費等を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

前項に規定するものほか、この法律による支給金品は、既に支給を受けたものであるとなつて准用する。

前各項に定めるもののほか、指定事務受託法

人は関心が必要があると認めるときは、障害児の保護者又は障害児の属する世帯の世帯主その他の世帯に属する者の資産又は収入の状況に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める要件に該当し、当該事務を適正に実施することができる。

第五十九条の四 市町村は、障害児通所給付費等の支給に於ける事務の一部を、法人であつて内閣府令で定める。

第五十九条の四の二 第三十五条第四項の規定により設置した児童福祉施設が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、都道府県知事は、命令をするために必要があると認めるときは、

第三十四条の十五第二項の規定により開始した家庭的保育事業等が、この法律若しくはこの法律に基づいて発する命令又はこれらに基づいてなす処分に違反したときは、市町村長は、同一の届け出を取り消すことができる。

第五十九条の二の二 前条第一項に規定する施設の設置者は、次に掲げる事項について、当該施設において提供されるサービスを利用しようとする

附 則（昭和六年五月八日法律第四六号）抄
この法律は、公布の日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

2 第十五条から第十九条までの規定の施行前にされた行政手続に係るこれらの規定による改正前の身体障害者福祉法第四十一条若しくは第四十二条の規定による審査請求若しくは再審

第一条 この法律は、平成三年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第四条、第六条及び第九条から第十二条までの規定、第十五条中身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定、第十七条中児童福祉法第二十条第四項の改正規定、第三十四条の規定並びに附則第二条、第四条、第七条第一項及び第九条の規定並びに附則第十条中厚生省設置法（昭和二十四年法律第五十一号）第六条第五十六号の改正規定
昭和六十二年四月一日

条の規定による審査請求若しくは再審査請求、児童福祉法第五十八条の三若しくは第五十九条（同法第五十九条の四第二項において準用する場合を含む。）の規定による審査請求若しくは再審査請求、精神薄弱者福祉法第三十条若しくは第三十一条の規定による審査請求若しくは再審査請求又は母子保健法第二十五条の規定による再審査請求については、なお従前の例によ

二 第一条中老人福祉法第二十一条、第二十四条及び第二十六条の改正規定、第二条中老人福祉法の目次の改正規定（第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七）を「／第三章 事業及び施設（第十四条—第二十条の七）／第三章の二 老人福祉計画（第二十二条の八—第二十条の十一）／」に改める部分を除く。）、第五章 雜則を（第四章の三 有料老人ホームに改める改正規定、同法

五
第十四条の規定、第十五条の規定（身体障害者福祉法第十九条第四項及び第十九条の二の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十六条の規定、第十七条の規定（児童福祉法第二十条第四項の改正規定を除く。附則第七条第二項において同じ。）、第十八条、第十九条、第二十六条及び第三十九条の規定並びに附則第七条第二項及び第十三条の規定（第十三条までの規定が適用されない場合）

第八条 この法律の施行前にした行為及び附則第二条第一項の規定により從前の例によることとされる場合における第四条の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

(その他の処分、申請等に係る経過措置)

附則
（平成元年四月一〇日法律第二二二）

第六条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定。以下この条及び附則第八条において同じ。)の施行前に改正前のそ

号抄
(施行期日等)

これらの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「处分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に、
文三項のとしござるるとき此に付して

3 第十三条（義務教育費国庫負担法第一条の改正規定に限る。）、第十四条（公立養護学校整備特別措置法第五条の改正規定に限る。）及び第一二二条の規定による。

改正前のそれそれの法律の規定に、いわゆる許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）でこの法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務

一不条が定められた。改正後は、この法律の規定は、平成元年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助（昭和六十三年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成

を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過

元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助を除く。)について適用し、昭和六十三年年度以前の年度における事務又は事業の実施により

措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の適用によっては、改正後は適用されない場合を除いては、改正後は適用されるものとみなす。

平成元年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び昭和六十三年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の

第七条 （不服申立てに係る経過措置）

の例に則り、
（平成二年六月二九日法律第五八
号）抄附則

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第十七条 この法律の施行の際に第七条の規定による改正後の児童福祉法(以下この条において「新法」という。)第六条の二に規定する児童居宅生活支援事業を行っている国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「老人福祉法等の一部を改正する法律(平成二年法律第五十九号)」の施行の日から起算して三月以内に」とする。
(罰則に関する経過措置)

第二十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則において従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)

第二十二条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一月一二日法律第八九号)抄
(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(諸問題がされた不利益処分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手續に相当する手續を執るべきこととの諮問その他の求めがされた場合においては、当該諮問その他の求めに係る不利益処分の手続に関しては、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。
(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(聴聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)
第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年六月二九日法律第四九号) 抄
(施行期日)
1 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二編第十二章の改正規定の施行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改正規定の施行の日から施行する。
附 則 (平成六年六月二九日法律第五六号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。
(罰則に関する経過措置)
第六十五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第六十七条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成六年七月一日法律第八四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条中母子保健法第十八条の改正規定(「又は保健所を設置する市」を「保健所を設置する市又は特別区」に改める部分を除く。)は平成七年一月一日から、第二条、第四条、第五条、第七条、第九条、第十一条、第十三条、第十五条、第十七条、第十八条及び第二十条の規定並びに附則第三条から第十一条まで、附則第二十三条から第三十七条まで及び附則第三十九条の規定は平成九年四月一日から施行する。
(その他の経過措置の政令への委任)
第十五条 この附則に規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定める。
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。
附 則 (平成九年六月一日法律第七四号) 抄
(施行期日)

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に第一条の規定による改正前の児童福祉法(附則第五条から第八条までにおいて「旧法」という。)第二十四条の規定により保育所に入所している児童は、第一条の規定による改正後の児童福祉法(次条から附則第五条までにおいて「新法」という。)第二十四条の規定により保育所に入所している児童とみなす。

第三条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第五項に規定する児童自立生活援助事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者について新法第三十四条の三第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一項を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三年以内に」とする。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する放課後児童健全育成事業を行つてゐる市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉事業法第六十四条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成九年法律第七十四号)」の施行の日から起算して三月」とする。

第五条 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による母子寮、養護施設又は教護院は、それぞれ新法第三十五条の規定により設置された母子生活支援施設、児童養護施設又は児童自立支援施設とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法の規定による虛弱児施設は、新法第三十五条の規定により設置された児童養護施設とみなす。

第六条 旧法第四十一条第二項の規定により旧法第四十四条に規定する教護院の長が発行した同項の証明書の効力については、なお従前の例によること。

第七条 当分の間、児童自立支援施設の長は、入所中学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)の規定による小学校又は中学校に準ずる教科を修めた児童に対し、修了の事実を証する証明書を発行することができる。この場合において、児童自立支援施設の長は、当該教科に関する事項については、文部科学大臣の勧告に従わなければならぬ。

2 前項の証明書の効力については、旧法第四十八条第四項の規定の例による。

項、あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第八条第一項（同法第十二条の第二項において準用する場合を含む。）、品衛生法第二十二条若しくは第二十三条、医療法第五条第一項若しくは第二十五条第一項、毒物及び劇物取締法第十七条第一項若しくは第二項（同法第二十二条第四項及び第五項で準用する場合を含む。）、厚生年金保険法第一百条第一項、水道法第三十九条第一項若しくは第二項、国民年金法第六十条第一項、薬事法第六十九条第一項若しくは第二項若しくは第七十二条第二項又は柔道整復師法第十八条第一項の規定により厚生大臣又は地方公共団体がした事業の停止命令その他の処分とみなす。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公団体の事務（附則百六十二条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定。以下この条及び附則第二百六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。

この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手

続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により國又は地方公共團体の相當の機関に對して報告・届出・提出その他の手續をしなければならない事項についてその手續がされないものとみなして、この法律による改正後のみぞの法律の規定を適用する。
(不服申立てに関する経過措置)
第一百六十二条 施行日前にされた國等の事務に係る处分であつて、当該处分をした行政庁(以下この条において「处分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以下この条において「上級行政庁」という。)があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該处分庁に引き続き上級行政庁あるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該处分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該处分庁の上級行政庁であつた行政庁とする。
2 前項の場合において、上級行政庁とみなされる行政庁が地方公共團体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
(罰則に関する経過措置)
第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。
(その他の経過措置の政令への委任)
第一百六十四条 この附則に規定するもののか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。
(検討)
第一百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法に基づく政令に示すもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものに付ては、地方分権を推進する觀点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。
第二百五十五条 政府は、地方公共團体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共團体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推

移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

条の五第二項の改正規定、第五十九条の七の次に章名を付する改正規定、第六十条の次に三条を加える改正規定（第六十条の四に係る部分に限る。）並びに第六十二条の二の改正規定並びに附則第六条及び第十条の規定（公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日）並びに第六十二条の二の改正規定（前三号に掲げる規定以外の規定）（公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日）（実施のための準備）

第二条 この法律による改正後の児童福祉法（以下「新法」という。）の円滑な実施を確保するため、都道府県知事は、新法第十八条の九第一項に規定する指定試験機関及び新法第十八条の九第一項に規定する登録に関する事務に関し必要な準備を行うものとする。

第三条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士を養成する学校その他の施設として必要な条件を満たすものとして政令で定める学校その他の施設は、当該施行の日に新法第十八条の六第一号の規定により保育士を養成する者として政令で定める者は、新法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者となる。

第四条 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際現に保育士として必要な知識及び技能を有する者として政令で定める者は、新法第十八条の六に規定する保育士となる資格を有する者となる。

第五条 前条に規定する者であつて、新法第十八条の十八第一項の規定による登録を受けているものの（新法第十八条の五各号のいずれかに該当する者を除く。）については、新法第十八条の二十三の規定は、附則第一条第四号に掲げる規定の施行後三年間は、適用しない。

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に新法第三十九条第一項に規定する業務を行っている新法第五十九条の二第一項に規定する施設の設置者について同項の規定を適用する場合においては、同項中「その事業の開始の日（同条の規定により児童福祉施設の認可を取り消された施設にあつては、当該認可の取消しの日）から一月以内」とあるのは、「児童福祉法の一部を改正する法律（平成十三年法律第二百三十三条の二第二項及び第六十三条の三第一項の

十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から一月以内」とする。

（政令への委任）

第七条 附則第三条から前条まで及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

第一条 この法律は、公布の日から施行する。（施行期日）

附則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

附則（平成一四年一月二九日法律第一号）抄

（施行期日）

附則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

措置に係る者については、新法第二十七条第二項、第三十一条第三項、第六十三条の二第二項及び第六十三条の三第一項の規定により当該指定医療機関に入院しているものとみなす。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条から第九条まで、附則第十二条から第十三条まで、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条及び前条に定めるものとほか、機構の設立に伴い必要な経過措置その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（政令への委任）

第二十七条 附則第二条の二の改正規定

十一條から第十三条まで、附則第十五条、附則第十二条から第十三条まで及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（施行期日）

附則（平成一四年二月八日法律第一号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（第一項） 同法第三十七条の改正規定（保健上の下に「、安定した生活環境の確保」を加え分に限る）及び同法第四十一条の改正規定（「乳児を除いて、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。以下この条において同じ。）」に改める部分に限る。）

（第二項） 第二条中児童福祉法第三十四条及び第六十条の改正規定並びに附則第五条の規定（児童の売買、児童買春及び児童ボルノに関する児童の権利に関する条約の選択議定書が日本国にについて効力を生ずる日）

（第三項） 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定及び附則第十条中児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定（平成十七年四月一日から施行する。）

（第四項） 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定並びに附則第十三条、第四条、第六条及び第十一条（次号に掲げる改正規定を除く。）の規定（平成十八年四月一日から施行する。）

（第五項） 第二条中児童福祉法第五十九条の四の改正規定並びに附則第十七条第一項第三号の規定（「旧法」という。）第二十七条第一項第三号の規定（「新法」という。）第二十七条第二項の規定による指定医療機関については、第一条の規定による改正後の児童扶養手当法第二十一条の二の規定に基づく交付金の交付については、なお従前の例による。

（第六項） 第二十七条第一項第三号の規定にかかる旧法第二十七条第五項又は第六項の規定によりその児童について定めた委託の期間が満了するまでの間は、従前の例により引き続き当該保護受託者に委託する措置を探ることができる。

（第七項） 附則第一項第三号に掲げる規定の施行の際現に新法第二十七条第一項第三号に掲げる規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（第八項） 第二十七条第二項の規定による指定医療機関の指定があつたものとみなす。

（第九項） 第二十七条第二項の規定による指定医療機関の認可を取つて、当該認可の取消しの届出に関する経過措置

（家庭裁判所の承認を得て採る措置に関する経過措置）

規定による改正前の児童福祉法第二十八条第一項第一号又は第二号ただし書の規定により採られた措置であつて附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に採られているものについては、平成十六年四月一日に当該措置が採られたものとみなして、第二条の規定による改正後の児童福祉法第二十八条第二項から第六項までの

第五条 第一条の規定による改正後の児童福祉法第六十条第五項の規定は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。
(罰則に関する経過措置)

附則（平成一七年四月一日法律第一五

（施行期日）
第一条 本法律は、平成十七年四月一日から施行する。（記述品目等の一部改正に伴う略語告置）

第六条 (一)の法律の規定(第一条を除く。)による改正後の規定は、平成十七年度以降の年度の予算に係る国又は都道府県の負担(平成十六年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十七年度以降の年度に支出される国又は

第七条 第二条の規定による改正後の児童福祉法

(以下「新児童福祉法」という。)第七十二条第六項から第九項まで及び第十一項の規定は、国がこの法律の施行前に貸し付けた第二条の規定による改正前の児童福祉法第七十二条第一項及び第二項の貸付金についても、適用する。この場合において、新児童福祉法第七十二条第六項中「前各項」とあるのは、「国の補助金等の整理及び合理化等に伴う国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第二十五号)」第二条の規定による改正前の児童福祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第七十二条第一項及び第二項と、同条第七項中「第一項から第五

(施行期日)

と、「前三項」とあるのは、「旧児童福祉法第七十二条第八項及び第九項」とする。
第十条　この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一七年一月七日法律第一二三号）抄
（施行期日）

第一條 この法律は平成十八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第二十四条、第四十四条、第一百一条、
第一百三条、第一百十六条から第一百十八条まで及び
び第二百二十二条の規定 公布の日

二 第五条第一項（居宅介護、行動援護、児童
デイサービス、短期入所及び共同生活援助に
係る部分を除く。）、第三項、第五項、第六
項、第九項から第十五項まで、第十七項及び

第十九項から第二十二項まで、第二章第一節（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、療養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第二十八条第一項（第二号、第四号、第五号及び第八号

から第十号までに係る部分に限る。) 及び第二項(第一号から第三号までに係る部分に限る。)、第三十二条、第三十四条、第三十五条、第三十六条第四項(第三十七条第二項において準用する場合を含む。)、第三十八条から第四十条まで、第四十一条(指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者の指定に係る部分に限る。)、第四十二条(指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。)、第四十四条(第四十五条)、第四十六条第一項(指定相談支援事業者に係る部分に限る。) 及び第二項、第四十七条、

第四十八条第三項及び第四項、第四十九条第二項及び第三項並びに同条第四項から第七項まで（指定障害者支援施設等の設置者及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十条第三項及び第四項、第五十一条（指定障害者支援施設及び指定相談支援事業者に係る部分に限る。）、第五十二条から第七十二条まで（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一項及び第七十三条、第七十四条第一項及び第十五条（療養介護医療及び基準該当療養介護医療に係る部分に限る。）、第二章第四節、第三章、第四章（障害福祉サービス事業に係る部分を除く。）、第五章、第九十二条第一号（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費及び特例特定障害者特別給付費の支給に係る部分に限る。）、第二号（療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費の支給に係る部分に限る。）、第三号及び第四号、第九十三条第二号、第九十四条第一項第一号（第九十二条第三号に係る部分に限る。）及び第二項、第九十五条第一項第二号（第九十二条第二号に係る部分を除く。）及び第二項第二号、第九十六条、第一百十条（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、疗養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）、第一百四十四条並びに第一百五十五条第一項及び第二項（サービス利用計画作成費、特定障害者特別給付費、特例特定障害者特別給付費、疗養介護医療費、基準該当療養介護医療費及び補装具費の支給に係る部分に限る。）並びに附則第十八条から第二十三条まで、第六十条、第三十条から第三十三条まで、第五十五条、第三十九条から第四十三条まで、第十六条、第四十八条から第五十条まで、第十二条、第五十六条から第六十条まで、第六十二条、第六十五条、第六十八条から第七十条まで、第七十二条から第七十七条まで、第七十九条、第八十一条、第八十三条、第八十五条から第九十条まで、第九十二条、第九十三条、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百五条、第一百八条、第一百十条、第一百十二条、第一百十三条及び第一百五十条の規定による改正前の児童福祉法（次条及び附二十七条规定による改正前の児童福祉法（次条及び附二十七条规定による改正前に伴う経過措置）

規定による特例居宅生活支援費の支給について
は、なお従前の例による。

める扶養義務者をいう。以下同じ。)からの費用の徴収については、なお従前の例による。

の二十五第一項の規定による行政措置を受けて
旧法第六条の二第一項に規定する児童居宅支援
が提供されている障害児及び障害児の保護者が
は、政令で定めるところにより、施行日に、附
則第二十五条の規定による改正後の児童福祉法
(以下この条において「新法」という。) 第二十二
一条の二十五第一項の規定による行政措置を受
けて障害福祉サービスが提供されている障害児
及び障害児の保護者とみなす。
新法第五十三条及び第五十五条の規定は、施

行日以後に行われる新法第二十一条の二十五第五項の規定による行政措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧法第二十一条の二十五第一項の規定による行政措置に要する費用についての都道府県及び国庫の補助は、なほ従前の例による。

第三十条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日前に行われた附則第二十六条の規定による改正前の児童福祉法（以下この条から附則第三十三条までにおいて「旧法」という。）第二十二条の六第一項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例によつて行はれる。但し、前項の規定による補装具の交付若しくは修理又は補装具の購入若しくは修理に要する費用の支給については、なお従前の例によつて行はれる。

里親である者（第一条の規定による改正後の児童福祉法（以下この条及び次条において「新法」という。）第三十四条の十五第一項各号のいずれかに該当する者を除く。）については、この法律の施行の日から起算して一年間に限り、新法第六条の三第二項に規定する養育里親とみなす。ただし、当該者が同日の前日までに、厚生労働省令で定めるところにより別段の申出をしたときは、この限りでない。

第四条 この法律の施行の際現に新法第六条の二第六項に規定する地域子育て支援拠点事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について社会福祉法第六十九条第一項の規定を適用する場合においては、同項中「事業開始の日から一月」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）」の施行の日から起算して三月以内とする。

この法律の施行の際現に新法第六条の二第七項に規定する「時預かり事業を行っている市町村、社会福祉法人その他の者について新法第十三条の十一第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第八十五号）」の施行の日から起算して三月以内」とする。

第五条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に第二条の規定による改正後の児童福祉法第六条の二第九項に規定する家庭的保育事業を行っている市町村について同法第三十四条の十

成二〇年一二月一九日法律第
五百三十九号
平成二十一年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。
成二二年一一月一〇日法律第
五百三十九号
平成二十四年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。
成二二年一一月一〇日法律第
五百三十九号
平成二十四年四月一日から
施行する。
びに附則第三条、第八条、第
一条及び第二十五条の規定 公
部改正に伴う経過措置)
定の施行の際現に同条の規定
童福祉法第七条第六項の規定
ては、前条の規定の施行の日
による改正後の児童福祉法第七
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとする。
第三条から第十条まで、第十三
条の規定の施行に伴う必要な経過
措置を設けるものとみなす。
定めるもののほか、国立高度
センターの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
る日から施行する。
タの設立に伴い必要な経過
措置を設けるものとする。
律の施行に關し必要な経過措
置を設けるものとする。
る。

正規定、同法第二項第一項の規定、同法第三節第三項の規定、同法第四章の規定並びに同法第八条第二項の改正規定(児童福祉法正規定を除く。)、則四条から第十一条まで、第十二条(児童福祉法正規定を除く。)、則四十六条、第五十五条、第六十四条、第七十三条の規定までの間において(検討)

四条の二第三項及び旧同項(これららの相違の二第三項含む。)にては、なお第二十条附の日前に行第一項の指定の施行についての当該る。

第二十一条 行の日前に二十第一項の規定にては、なお第二十二条 法第五条第係る旧自立けている者改正後の児童いう。)第六条支援及び同様サービスに係る第一項の指この法律改正前の児童いう。)第七条施設又は旧施設の盲ろうあものに限るの二第一項は、施行第六条の二第三条の三にる新児童法定を受けたこの法律

規定を旧児童福祉法第六十三条の三において規定する児童発達支援に係る第二項に規定する児童不自由児施設（通所の施行の際現に旧児童福祉法第四十一条に規定する指定施設支援による障害児施設）において読み替えて適用する場合を除き、第一項に規定する指定施設支援による障害児施設給付費の支給について従前の例による。

四第一項の規定を適用する場合においては、同項中「あらかじめ」とあるのは、「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第八十五号)附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から起算して一月以内に」とする。
(その他の経過措置の政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

改正規定（「、その有する能力及び適性に応じ一削る部分に限る。第三号において同じ。）並びに同法第七十七第三項及び第七十八条第二項の改正規定 第四条中児童福祉法第二十四条の十一第一項の改正規定並びに第十条の規定並びに次条並びに附則第三十七条及び第三十九条の規定 公布の日

四十三条第一項及び第二項並びに第四十四条第一項及び第二項の基準の設定に当たつての適切な配慮その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)

第十九条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日前に行われた第四条の規定による改正前の児童福祉法(以下この条から別則第二十一条までにおいて「旧児童福祉法」という。)第二十一条第一項第一号に規定する児童の範囲に係る事務

みにより利用されるものに限る。)に係る旧児童福祉法第二十四条の二第一項の指定を受けたものとみなす。

第4項の指定を受けたものとみなす。

第三項の規定により新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定を受けたものとみなされた者による同項の指定は、その者が、施行日から一年以内であつて厚生労働省令で定める期間内に新児童福祉法第二十一条の五の十五第一項の申請をしないときは、新児童福祉法第二十二条の五の十六第一項の規定にかかるわらず、当該条の期間の経過によって、その効力を失う。

第二十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十五条第八項に規定する支給係る旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている障害児の保護者については、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧自立支援法第三十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する旧自立支援法第十九条第一項に規定する支給決定を受けている旧自立支援法第三十五条第一項に規定する児童デイサービス利用障害児であつて、満二十歳未満であるものについては、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の十三第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十二条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定(通所給付決定のみによる利用に係るものに限る。)を受けたものとみなす。

第三項の指定を受けたものとみなされた者による同項の指定は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の五第一項の規定による同項に規定する通所給付決定を受けたものとみなす。

第二十四条 附則第二十二条第一項から第三項までの規定により新児童福祉法第二十一条の五の二第二項の三第一項の指定を受けたものとみなされた者であつて、旧自立支援法第五十一条の二第二項又は旧児童福祉法第二十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十一条の五の二十五第五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十五条 施行日前に行われた日児童福祉法第

第二十五条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の六の規定による旧自立支援法第五条第一項に規定する児童デイサービスに係る措置に要する費用についての市町村の支弁及び本人又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。附則第三十二条第三項において同じ。）からの費用の徴収については、なお従前の例による。

施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定施設支援に係る同項、旧児童福祉法第二十四条の五、第二十四条の六第一項及び第二十四条の七第一項の規定（これらの規定を旧児童福祉法第六十三条の二の二第三項において読み替えて適用する場合を除く。）を受ける障害児施設給付費、高額障害児食費等給付費の支給については、なお従前の例による。

第二十六条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定（通所のみの利用に係るもの）を除く。）を受けている障害児の保護者については、施行日に、新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けたものとみなす。この場合において、当該入所給付決定を受けたものとみなされた者に係る同条第六項に規定する給付決定期間は、同条第四項の規定にかかるわらず、この法律の施行の際現にその者が受けている旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定に係る同条第六項に規定する給付決定期間の残存期間と同一の期間とする。

日兒童福祉法第二十四条の十二第一項に規定する

第二十八条 前条の規定により新児童福祉法第十四条の二第一項の指定を受けたものとみなされた施設の設置者であつて、旧児童福祉法第十四条の十九の二第二項の規定による届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第二十四条の十九の二において準用する新児童福祉法第二十二条の五の二十五第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第二十九条 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十四条の二十第一項に規定する障害児施設医療に係る同項の規定（旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項において読み替えて適用する場合を含む。）による障害児施設医療費の支給については、なお従前の例による。

第三十条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第六十三条の三の二第三項の規定により読み替えて適用する旧児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する施設給付決定を受けている者であつて、満二十歳未満であるものについては、施行日に、新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定により読み替えて適用する新児童福祉法第二十四条の三第四項に規定する入所給付決定を受けた者とみなす。

第三十一条 施行日前に旧児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定により委託を受けてこれらの規定により行われる指導の事務に従事する者又は従事している者に係る旧児童福祉法第二十七条の四の規定によるその事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、施行日以後も、なお従前の例による。

第三十二条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置（旧児童福祉法第三十三条第四項、第六十三条の二第三項又は第六十三条の三第二項の規定により旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。以下この条における同じ。）を受けて旧児童福祉法第七条第二項に規定する障害児施設支援を受けている者は、政令で定めるところにより、施行日に、新児童福祉法第二十二条の六、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十八条第一項若しくは第二項若しくは知的障害者福祉法

法
(昭和三十五年法律第三十七号) 第十五条の

四若しくは第十六条第一項の規定による市町村の措置を受けて、又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項に規定する措置とみなされる場合を含む。次項において同じ。)を受けて、新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援、新児童福祉法第七条第二項に規定する障害児入所支援又は新自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを受けているものとみなす。

2 新児童福祉法第五十三条及び第五十五条の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は新児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第二十一条の六の規定による市町村の措置又は旧児童福祉法第二十七条第一項第三号若しくは同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用については、なお従前の例による。

3 施行日前に行われた旧児童福祉法第二十七条第一項第三号又は同条第二項の規定による都道府県の措置に要する費用についての都道府県の支弁及び本人又は扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

第三十三条 この法律の施行の際現に旧自立支援法第五条第八項に規定する児童デイサービスに係る旧自立支援法第七十九条第二項の届出をしているものは、施行日に、新児童福祉法第六条の二第二項に規定する児童発達支援及び同条第四項に規定する放課後等デイサービスに係る新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の二第一項に規定する障害児通所支援事業を行つてゐる国及び都道府県以外の者であつて、当該障害児通所支援事業に相当する事業に供する施設に係る旧児童福祉法第三十五条第三項の届出をしてゐるもの又は同条第四項の認可を得てゐるものは、施行日に、新児童福祉法第三十四条の三第二項の規定による届出をしたものとみなす。

第三十四条 この法律の施行の際現に旧児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第

児童福祉法第二十四条の二第一項に規定する指定入所支援を受けられなくなることにより、継続して、障害者自立支援法第五条第一項に規定する障害福祉サービスを利用する必要が生ずる場合であつて、満十八歳となる日までに、厚生労働省令で定めるところにより、申出をしたとき その者が満十八歳となりる日

第三十七条 この法律（附則第一条第三号に掲げる法律）の規定については、当該規定（以下この条において同じ。）を施行するため必要な条例の制定又は改正、新自立支援法第五十一条の十九の規定による新自立支援法第五十一条の十四第一項の指定の手続、新自立支援法第五十一条の二十一第一項の規定による新自立支援法第五十一条の十七第一項第一号の指定の手続、新児童福祉法第二十一条の五の十五の規定による新児童福祉法第二十一条の五の三第一項の指定の手続、新児童福祉法第二十四条の二十八第一項の規定による新児童福祉法第二十四条の二十六第一項第一号の指定の手續、新児童福祉法第三十四条の三第二項の届出その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

第三十八条 この法律の施行前にした行為並びに附則第十二条及び第三十一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第三十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

同上
（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 第六条、第十二条、第十三条、第十五条、略
第十六条、第十八条から第二十条まで、第二

十六条、第二十九条、第三十二条、第三十三条（道路法第三十条及び第四十五条の改正規定）に依る。）、第三十五条及び第三十六条の規定

定に附る、第三十五条及び第三十六条の規定並びに附則第四条、第五条、第六条第二

第五条 施行日が平成二十四年四月一日以前である場合には、施行日から同年三月三十一日までの間ににおける新児童福祉法第四十七条第五項の規定の適用については、同項中「通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六若しくは」とあるのは「施設給付決定、保育の実施等又は」と、「又は保育の実施等を行つた」とあるのは「を行つた」とする。

前項に規定する場合において、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備する

(児童福祉法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に行われている第三条の規定による改正前の児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護については、施行日に当該一時保護が開始されたものとみなして、第三条の規定による改正後の児童福祉法(次条第一項において「新児童福祉法」という)第三十三条第五項の規定を適用する。
— 第三章児童福祉法第三十四条の十九の四
正規定の公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

三二号) この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。

法律第三(三十七号)の施行の日前である場合には、前条のうち、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号の改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、同法附則に三条を加える改正規定中「第七十三条」とあるのは「第七十四条」と、「第七十四条」とあるのは「第七十五条」と、「第七十五条」とあるのは「第七十六条」とする。

(施行期日) ○号 則 (平成二十三年六月二二日法律第七五
第一条 この法律は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から、附則第十七条の規定は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十三年法律第五号)の公布の日又はこの法律の公布の日(いずれか遅い日)から施行する。

当該各号に定める日から施行する。

第二条 (老人福祉法目次の改正規定、同法第四章の二を削る改正規定、同法第四章の三を第四章の二とする改正規定及び同法第四十三条第一号の改正規定(第二十八条の十二第一項若しくは「を削る部分に限る。」に限る)、第四条、第六条及び第七条の規定並びに附則第九条、第十一条、第十五条、第二十二条、第四十一条、第四十七条(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)附則第一条ただし書の改正規定及び同条各号を削る改正規定並びに同法附則第十四条の改正規定に限る。)及び第五十条から第五十二条までの規定(検討)

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第五十一条 この法律(附則第一条第一号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

施行期日) 附 則 (平成二十三年六月二十四日法律第七
四号) 抄

○五号) 抄

施行期日) 一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

一 第二条、第十条（構造改革特別区域法第十八条の改正規定に限る。）、第十四条（地方自治法第二百五十二条の十九、第二百六十条並びに別表第一騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）の項、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）の項、都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、環境基本法（平成五年法律第九十一号）の項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項並びに別表第二都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）の項、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年法律第六十六号）の項、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の項、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律（平成九年法律第四十九号）の項及びマンションの建替えの円滑化等に関する法律（平成十四年法律第七十八号）の項の改正規定に限る。）、第十七条から第十九条まで、第二十二条（児童福祉法第二十二条の五六、第二十二条の五の十五、第二十二条の五の二十三、第二十二条の九、第二十四条の七、第二十四条の二十八及び第二十四条の三十六の改正規定に限る。）、第二十三条规定から第二十七条まで、第二十九条から第三十三条まで、第三十四条（社会福祉法第六十二条、第六十五条及び第七十七条の改正規定に限る。）、第三十五条、第三十七条、第三十八条（水道法第四十六条、第四十八条の二、第五十条及び第五十条の二の改正規定を除く。）、第三十九条、第四十三条（職業能力開発促進法第十九条、第二十三条、第二十八条及び第三十条の二の改正規定に限る。）、第五十一条（感染症の予防及び感染症

(以下「新法」という。)の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

児童福祉法第二十一条の五の事業の実施に要する費用についての都道府県及び国庫の負担、同条に規定する医療の給付を行う場合における当該措置に要する費用に係る支払命令並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。
(施行前の準備)

第四条 厚生労働大臣は、この法律の施行前ににおいても、新法第六条の二第一項の規定の例により、小児慢性特定疾患を定めることができる。

前項の規定により定められた小児慢性特定疾患は、施行日において新法第六条の二第一項の規定により定められたものとみなす。

第五条 厚生労働大臣は、この法律の施行前においても、新法第六条の二第二項の規定の例により、小児慢性特定疾患の状態の程度を定めることができる。

前項の規定により定められた小児慢性特定疾患の状態の程度は、施行日において新法第六条の二第二項の規定の例により定められたものとみなす。

第六条 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の三第一項及び第二項の例により、指定医の指定をすることができる。

第七条 都道府県知事は、この法律の施行前においても、新法第十九条の四（第三項を除く。）の規定の例により、小児慢性特定疾患審査会を置くことができる。

第八条 前項の規定により置かれた小児慢性特定疾患審査会は、施行日において新法第十九条の四の規定により置かれたものとみなす。

第七項の規定により置かれた小児慢性特定疾患審査会の委員の任期は、新法第十九条の四第三項の規定にかかるらず、平成二十八年十二月三十日までとする。

第十条 この法律を施行するために必要な条例の制定又は改正、新法第十九条の三の規定による医療

<p>(罰則に関する経過措置)</p> <p>第五条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>(政令への委任)</p> <p>第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定めることとする。</p>
<p>附 則 (平成二六年六月四日法律第五一号)抄</p> <p>(施行期日)</p> <p>第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>一 略</p> <p>二 第十一条(児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の改正規定に限る)</p> <p>この規定(子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)の施行の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日</p> <p>(処分、申請等に関する経過措置)</p> <p>第七条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定について、当該各規定(以下この条及び次条において同じ。)の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為(以下この項において「处分等の行為」という。)又はこの法律の施行の際に現にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定によりされたりたる許可等の申請その他の行為(以下この項において「申請等の行為」という。)で、この法律の施行の日においてこれららの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又はこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後におけるこの法律による改正後のそれぞれの法律の適用については、この法律による改正後その他の行為は、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定によりされた処分等の行為又は申請等の行為とみなす。</p>

2 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、この法律による改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
七号) 抄

(施行期日)

一 条の規定 公布の日

(処分等の効力)

第二十八条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。)の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為であつてこの法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において「新法令」という。)に相当の規定があるものは、法律(これに基づく政令を含む。)に別段の定めのあるものを除き、新法令の相当の規定によつてした又はすべき処分、手続その他の行為とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)
第三十条 附則第三条から前条までに定めるもの
のほか、この法律の施行に関し必要な経過措置
(罰則に関する経過措置を含む)は、政令(人
事院の所掌する事項については、人事院規則)
で定める。
**附 則 (平成二六年六月一三日法律第六
九号) 抄**
(施行期日)
第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十
六年法律第六十八号)の施行の日から施行す
る。
(経過措置の原則)
第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為に
ついての不服申立てであつてこの法律の施行前
にされた行政庁の処分その他の行為又はこの法
律の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為
に係るものについては、この附則に特別の定め
がある場合を除き、なお従前の例による。
(訴訟に関する経過措置)
第六条 この法律による改正前の法律の規定によ
り不服申立てに対する行政庁の裁決、決定その
他の行為を経た後でなければ訴えを提起できな
いこととされる事項であつて、当該不服申立て
を提起しないでこの法律の施行前にこれを提起
すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが
他の不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
の他の行為を経た後でなければ提起できないと
される場合にあつては、当該他の不服申立てを
提起しないでこの法律の施行前にこれを提起す
べき期間を経過したものと含む。)の訴えの提
起については、なお従前の例による。
この法律の規定による改正前の法律の規定
(前条の規定によりなお従前の例によることと
される場合を含む)により異議申立てが提起
された处分その他の行為であつて、この法律の
規定による改正後の法律の規定により審査請求
に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え
を提起することができないこととされるものの
取消しの訴えの提起については、なお従前の例
による。
(不服申立てに対する行政庁の裁決、決定そ
他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の
施行前に提起されたものについては、なお従前
の例による。
第九条 この法律の施行前にした行為並びに附則
第五条及び前二条の規定によりなお従前の例に
の例による。

(施行期日) 第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第三条及び第七条から第九条までの規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日 (罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六条 附則第二条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年五月二十五日法律第五二号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十六号)の公布の日のいずれか遅い日 (政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一五日法律第六六号) 抄

(施行期日) 第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第七条、第八条及び第十七条の規定 公布の日 (定) 公布の日から起算して三月を経過した日 (定) 第一条中児童福祉法第五十九条の改正規定及び第十五条の規定 令和五年四月一日 (四) 第二条中児童福祉法第十八条の二十九の三の次に一条を加える改正規定並びに第九条中国家戦略特別区域法第十二条の五第八項の改正規定(第四十八条の四第二項)を「第四十

八条の四第三項」に改める部分を除く。)及び同条第十二項の改正規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

五 第三条の規定及び第七条中児童虐待の防止等に関する法律第十二条の四第五項の改正規定並びに附則第十四条の規定及び附則第二十条中家事事件手続法(平成二十三年法律第五十二号)別表第一の改正規定(百二十八の二の項に係る部分に限る) 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

六 第二条 政府は、第一条の規定(前条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の児童福祉法(以下「新児童福祉法」という。)第十三条第三項第一号の規定の施行の状況、児童その他の者に対する同項第三号に規定する相談援助業務に従事する者に係る資格の取得状況その他の状況を勘案し、次に掲げる事項に係る環境を整備しつつ、児童の生命又は心身の安全を確保する観点から、児童の福祉に関し専門的な知識及び技術を必要とする支援を行う者(以下この項目において「支援実施者」という。)に関して、その能力を發揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、この法律の施行後二年を目途として検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

七 第三号改正後児童福祉法第十八条の二十の二の規定は、第三号施行日以後の行為により同条第一項各号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為により同項各号に該当する者については、適用しない。

(検討)

八 第二条 政府は、第三号の規定(前条第四号に掲げる改正規定を除く。)による改正後の児童福

祉法(以下「旧児童福祉法」という。)第十八条の二の二第一項(第一号を除く。)の規定は、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日(以下この条及び附則第十五条における「第三号施行日」という。)以後の行為により第三号改正後児童福祉法第十八条の五各号(第一号を除く。)に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る欠格事由については、なお従前の例による。

九 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日より同項第一号又は第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十一 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十二 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十三 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十四 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十五 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十六 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十七 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十八 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

十九 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十一 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十二 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十三 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十四 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十五 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十六 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十七 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十八 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

二十九 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

三十 第二号改正後児童福祉法第十八条の十九第一項(第一号及び第三号に限る。)の規定は、第三号施行日以後の行為により同項第一号又は第三号に該当する者について適用し、第三号施行日前の行為に係る登録の取消しについては、なお従前の例による。

2 新児童福祉法第五十条第七号の三、第五十三条及び第五十六条第二項の規定は、施行日以後に行われる新児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用について適用し、施行日前に行われた旧児童福祉法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援助の実施に要する費用についての都道府県の支助及び国庫の負担並びに当該費用についての本人又はその扶養義務者からの費用の徴収については、なお従前の例による。

(二時保護施設の基準に関する経過措置)

第六条 新児童福祉法第十二条の四第一項に規定する一時保護施設に係る同条第二項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施行されるまでの間は、同条第三項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

(障害児入所給付費等の支給の申請に関する経過措置)

第七条 新児童福祉法第二十四条の二十四第二項の規定による障害児入所給付費等(児童福祉法第五十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等をいう。)の支給の申請は、この法律の施行前においても行なうことができる。

都道府県知事は、前項の規定による申請があつたときは、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

(障害児入所施設に在所させる措置等に関する経過措置)

第八条 都道府県知事は、新児童福祉法第三十一条の二第一項又は第二項の場合においては、この法律の施行前においても、児童相談所長の意見を聴くことができる。

(意見聴取等措置に関する経過措置)

第九条 新児童福祉法第三十三条の三の三ただし書の規定は、施行日以後に行われる同条各号に規定する措置について、適用する。

(親子再統合支援事業等に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第五十五項に規定する親子再統合支援事業、同条第十六項に規定する社会的養護自立支援拠点事業、同条第十七項に規定する意見表明等支援事業又は同条第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業に相当する事業を行っている国及び都道府県以外の者についての新児童福祉法

第三十四条の七の二第二項又は第三十四条の七の五第二項の規定の適用については、これらの規定中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

2 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の第三十九項に規定する子育て世帯訪問支援事業又は同条第二十一項に規定する親子関係形成支援事業に相当する事業を行つてゐる市町村、社会福祉法人その他の者についての社会福祉法第六十九条第一項の規定の適用については、同項中「事業開始の日から一月以内」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

3 この法律の施行の際現に新児童福祉法第六条の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業に相当する事業を行つてゐる国、都道府県及び市町村以外の者についての新児童福祉法第三十四条の十七の二第二項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「令和六年六月三十日まで」とする。

(児童発達支援センターに関する経過措置)

第十一條 この法律の施行前に児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得てこの法律の施行の際現に旧児童福祉法第四十三条第一号に規定する福祉型児童発達支援センター又は同条第二号に規定する医療型児童発達支援センターを設置してゐる者は、施行日に、それぞれ児童福祉法第三十五条第三項の届出を行い、又は同条第四項の認可を得て新児童福祉法第四十三条に規定する児童発達支援センターを設置してゐるものとみなす。

(里親支援センターの基準に関する経過措置)

第十二条 新児童福祉法第四十四条の三第一項に規定する里親支援センターに係る新児童福祉法第四十五条第一項に規定する基準については、施行日から起算して一年を超えない期間内において同項に規定する都道府県の条例が制定施されるまでの間は、同条第二項に規定する内閣府令で定める基準をもつて、当該都道府県の条例で定められた基準とみなす。

(都道府県知事又は児童相談所長の指導を要する費用に関する経過措置)

第十三条 新児童福祉法第五十条第六号の四及び第五十三条の規定は、児童福祉法第二十六条第一項第二号又は第二十七条第一項第二号の規定による委託に係る指導であつて施行日以後に行われるものに要する費用について適用し、施行日前に行われた当該指導に要する費用について

(罰則に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第十七条 附則第三条から前条までに規定するもののはか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号抄)

(施行期日)

第一条 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日

二 附 則 (令和四年六月二二日法律第七六号抄)

(施行期日)

第二条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。(以下この条及び次条において「旧法令」という。))の規定により従前の国の機関がした認定、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののはか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。(以下この条及び次条において「新法令」という。))の相当規定により相当の国の機関がした認定、指定により相当の他の行為とみなす。

三 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の国の機関に対して申請、届出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前に従前の国の機関に対してその手続がされ届出その他の行為とみなす。

四 この法律の施行前に旧法令の規定により従前の他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定により相当の他の機関がした認定、指定により相当の他の行為とみなす。

(命令の効力に関する経過措置)
第三条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第二百二十号)第十二条第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七条第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二条第一項の省令としての効力を有するものとする。

(罰則の適用に関する経過措置)
第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第九条 附則第二条から第四条まで及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月二二日法律第七七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、令和五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、この法律の公布の日又は当該各号に定める法律の公布の日のいずれか遅い日から施行する。
一 略
二 附則第十一条の規定 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律
(令和四年法律第七十六号)
附 則 (令和四年一二月一六日法律第二〇二号)抄
(施行期日)

(政令への委任)
第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日)

〇四号) 抄

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七条中精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「精神保健福祉法」という。）第一条の改正規定及び精神保健福祉法第五条の改正規定（「精神病質」を削る部分に限る。）並びに附則第三条、第二十三条及び第四十三条の規定

二 第一条の規定、第四条中児童福祉法第二十一条の五の七第一項、第三十三条の十八第一項、第三十三条の二十第五項及び第三十三条の二十二の改正規定並びに第三十三条の二十の次に二条を加える改正規定、第七条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）、第九条中障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）第五条、第二十条、第二十二条、第四十五条の三第二項、第三項及び第七項並びに第七十四条の三第四項の改正規定、第十三中身体障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに第十四条中知的障害者福祉法第九条第二項から第四項までの改正規定並びに附則第四条、第十条、第十二条、第二十一条、第二十二条、第二十四条、第三十六条及び第三十七条の規定

三 第四条の規定（前号に掲げる改正規定を除く。）及び第十二条の規定並びに附則第七条及び第十八条の規定 令和五年十月一日
四 第十三条の規定、第六条の規定、第八条中精神保健福祉法第四条第一項の改正規定、第十条の規定、第十三条の規定（第二号に掲げる改正規定を除く。）、第十四条の規定（同号に掲げる改正規定を除く。）及び第十五条中精神保健福祉法第二条の改正規定（第五条第十九項を「第五条第十九項」に改める部分に限る。）並びに附則第六条、第二十七条、第二十八条、第三十一条から第三十四条まで、第三十八条、第四十一条及び第四十二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)
第二条

政府は、この法律の施行後五年を目途と

して、この法律による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、児童福祉法、精神保健福祉法、障害者雇用促進法及び難病の患者に対する医療等に関する法律の規定について、その施行の状況等を勘査しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(小児慢性特定疾病医療費の支給に関する経過措置)

第七条 第四条の規定（附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正後の児童福祉法（以下「第三号改正後児童福祉法」という。）第十九条の三第八項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）以後にされる児童福祉法第十九条の三第一項の申請に係る同条第三項に規定する医療費支給認定（以下この条及び次条において「医療費支給認定」という。）について適用し、第三号施行日前にされた同法第十九条の三第一項の申請に係る医療費支給認定については、なお従前の例によること、「前日の」とあるのは「前の日又は令和五年十月一日」とする。

（同意小児慢性特定疾病関連情報に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

附則第七条及び第二十条の規定（公布の日から起算して三月を経過した日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第七条、第十九条及び第二十条の規定

附則第七条及び第二十条の規定（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

（政令への委任）

第八条 都道府県が、児童福祉法第十九条の三第七項に規定する医療費支給認定保護者又は同項に規定する医療費支給認定患者の同意を施行日前に得て、厚生労働大臣に提供した医療費支給認定に係る同法第六条の二第二項に規定する小児慢性特定疾患児童等に関する情報は、第五条の規定による改正後の児童福祉法第二十一条の四五第五項の規定により提供された同項に規定する同意小児慢性特定疾患関連情報とみなす。

（児童福祉法の一部改正に伴う経過措置）

第九条 刑法施行日の前日までの間ににおける第五条の規定による改正後の児童福祉法第六十条の三の規定の適用については、同条中「拘禁刑」とあるのは、「懲役」とする。刑法施行日以後における刑法施行日前にした行為に対する同条の適用についても、同様とする。

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

（政令への委任）

附 則 (令和五年五月八日法律第一九号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、令和六年六月一日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第五八号) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三条) 抄

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和五年六月一六日法律第六三条) 抄